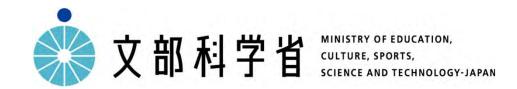
# 令和2年度全国キャリア教育・就職ガイダンス 学生支援を巡る状況について



# 《目次》

<b>♦</b>	在学中の学生支援一般 ・・・・・・・・・・・・・ 2
<b>♦</b>	経済的支援 *****26
<b>♦</b>	障害学生支援 ******50
<b>♦</b>	留学生支援事業 •••••68
<b>♦</b>	税制関係84
<b>♦</b>	参考86
<b>♦</b>	就職指導。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

【在学中の学生支援一般】

# 学生支援を取り巻く様々な状況

高等教育を取り巻く状況の変化とともに、学生を取り巻く環境も大きく変化しています。 各大学等におかれては、このような変化に伴う学生生活におけるリスク等に対応いただいているところですが、学生が安心して学生生活を送るため、特に以下に示す観点については、学生関係担当者のみならず、各大学が連携や情報共有等を図りながら取組を進めていただきたく、教職員の向上をはじめ適切な対応が図られるようお願いいたします。また、学生生活に不安を抱えている学生等がより相談しやすい体制を構築するとともに、きめ細かな対応を行っていただきますようお願いいたします。

# > 消費者教育の推進

成年年齢の18歳への引き下げに伴い、学生が消費者トラブルに巻き込まれる可能性は増大。「消費者教育の推進に関する基本的な方針」でも、消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実が必要と指摘。入学手続の際に消費者トラブル防止に関する啓発資料を提供することや、入学生の事前説明会、入学時のガイダンス等における啓発の徹底。消費者庁作成の消費者教育教材『社会への扉』の活用、消費者ホットライン『188』(いやや!)の周知。

# > 学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発

学生がいわゆる「ブラックバイト」等のトラブルに巻き込まれないよう、労働関係法規や労働者の権利に関する理解促進が必要。厚労省作成『知って役立つ労働法』『これってあり?まんが知って役立つ労働法Q&A』など参照。ガイダンスや授業での導入の検討を期待。

# 学生支援を取り巻く様々な状況

# > 飲酒事故防止

例年、未成年を含む学生の飲酒事故・飲酒強要等が発生。アルコール問題は、飲酒運転、 暴力、自殺、依存などにも密接に関連。各大学における徹底した取組(リスクの啓発、ア ルコールハラスメント防止、未成年者の飲酒防止等)が不可欠。

# > 薬物乱用防止

啓発パンフレット「薬物のない学生生活のために」を活用するなど、様々な機会を通じて<mark>薬物乱用防止に関する教職員の意識の向上や、留学生を含む学生・生徒に対する指導の充実が必要。</mark>

# > 性暴力への対応

いわゆる「アダルトビデオ出演強要問題」・「JKビジネス問題」等、若年層が性的被害にあう 状況が発生。リーフレット「AV出演強要・「JKビジネス」等の被害にご注意ください。」を活用 するなど、被害が顕在化しにくいことも含め、入学ガイダンスでの注意喚起、警察や法テラス など相談窓口の周知等未然防止の取組や、被害学生への心のケアや関係機関への適切 なつなぎ等、被害を受けてしまった場合の回復の取組等が重要。

# 学生支援を取り巻く様々な状況

### > 自殺対策

我が国の自殺者は年間2万人超。うち大学生は約300~400人で、原因として学業不振、進路に関する悩み、うつ病、就職失敗が多数。学生の心の相談体制強化が重要。参考資料として、学生相談学会「学生の自殺防止のためのガイドライン」を参照。

# ▶ 多様な性の在り方についての理解増進

性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めることは重要。まずは教職員の理解の増進。個別の事案に応じ学生個人の心情等に配慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう、JASSOで「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」を作成。こちらを参照。

# > 人権教育・啓発、差別の解消の推進等

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」等において、人権教育や差別解消のための教育や啓発について規定。このほか、例えば薬害被害で苦しまれてる方がいることについての理解・啓発により第二の被害を生み出さないようにするとともに、苦しむ学生に対しては適切な配慮を検討していく必要。

# ▶消費者教育の推進

- 悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくない。
- ・成人年齢が18歳に引き下げられた場合、大学生は全員成人となり、消費者トラブルに巻き込まれる可能性は従前に増して高まる。
- 消費者生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実が求められる。
- 学生に対して、なるべく早い段階、例えば、入学時のガイダンス等で、契約に関する トラブルやその対処方法について啓発を行うことが考えられる。
- 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく取組についての中で、2020年にはすべての大学で指導・啓発を実施することが目標とされている。

# <参考> ★消費者庁作成の消費者教育教材 『社会への扉』



★全国共通の電話番号 「消費者ホットライン」188

いやや!

- 消費者問題に関する指導・啓発のための取組状況
  - ✓ 67.0% 学内広報物による周知
  - ✓ 57.7% ガイダンス
  - ✓ 18.3% ホームページに掲載
  - ✓ 11.8% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成29年度)

/日本学生支援機構)

# 消費生活センターについて

- 地方公共団体が運営する<u>消費者のための相談、あっせん業務</u>を行う機関。
- 全国855ヶ所にセンターを設置(平成30年4月1日)。

※都道府県は必置、市区町村は努力義務(全国1104市区町村で設置(広域連携含む))

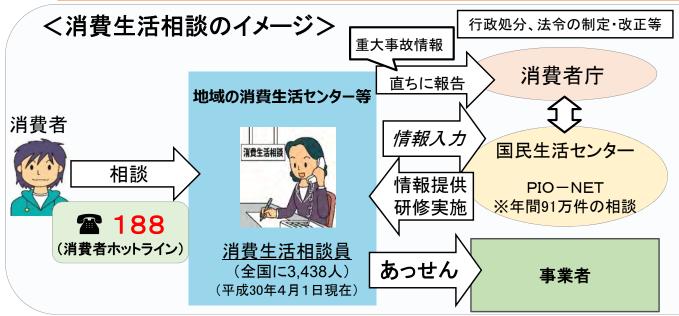
#### 消費生活センターの役割

- 消費者から寄せられる悪質商法による被害 や商品事故の苦情などの 消費生活相談に 対し、問題解決のための助言・あっせん。
- 消費者教育の拠点として、消費者に対する 普及啓発を実施 等

#### 消費生活センターの要件

- ① 消費生活相談員(注1)を配置していること。
- ② 電子情報処理組織(PIO-NET(注2)等)を 備えていること。
- ③ 週4日以上消費生活相談・あっせんを行っていること。

大学等からの消費者教育に関する講師依頼なども受付!(URL: http://www.kokusen.go.jp/map/index.html)



#### 消費生活相談件数の多い商品・サービス (2017年)

商品・サービス	件数
総件数	910,564
デジタルコンテンツ	158,432
商品一般	99,760
不動産貸借	38,126
インターネット接続回線	36,200
フリーローン・サラ金	26,039
工事•建築	24,716
他の健康食品	16,856
携帯電話サービス	15,714
四輪自動車	13,016
相談その他(全般)	12,145

- (注1) 国民生活センター等の登録試験機関が実施する消費生活相談員資格試験の合格者又はそれと同等以上の専門知識・技術を持った者
- (注2)全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談情報を収集するシステム

# >学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発

- •大学学部(昼間部)の86. 1%がアルバイトに従事。(平成30年度学生生活調査/日本学生支援機構)
- •アルバイトにより学業に支障が出ることは望ましいことではない。
- ・アルバイトで働く学生も労働者である以上、当然に適切な労働条件が確保されなければならない。

● 学生がアルバイトをする際、労働基準法違反などのトラブルに巻き込まれないよう、 大学等において、労働関係法規や労働者の権利に関する理解促進を図ることが重要。

<参考> ★厚労省作成ハンドブック 『知って役立つ労働法』

『これってあり?まんが知って役立つ労働法Q&A』





(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html)

# ▶飲酒事故防止

- 例年、未成年を含む学生の飲酒による事故や飲酒の強要等が発生。
- 各種メディアにも、頻繁に取り上げられる社会的問題。
- ・アルコール問題は、飲酒運転、暴力、自殺、依存などにも密接に関連。

● 各大学おける、飲酒事故防止等に係る徹底した取組(飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント防止、未成年者の飲酒防止等)が不可欠。

### く参考>

- -アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)
- ・アルコール健康障害対策推進基本計画(平成28年5月)

#### 【啓発及び指導にあたっての参考となる関連省庁のHP】

・アルコール健康障害対策(厚生労働省)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176279. html

•e-ヘルスネット(厚生労働省)

https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol

- 飲酒問題に関する指導・啓発のための取組状況
  - ✓ 77.3% 学内広報物による周知
  - √ 76.4% ガイダンス
  - ✓ 22.5% ホームページに掲載
  - ✓ 10.9% 啓発的な講演会等の開催

# <del>薬物乱用防止</del>

- 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、乱用される薬物の多様化。
- インターネット等により、容易に入手することが可能。

● 啓発パンフレット「薬物のない学生生活のために」を活用するなど、様々な機会を通じて、薬物乱用防止に関する教職員の意識の向上や、留学生を含む学生に対する指導の充実が必要。

### く参考>

- ・第五次薬物乱用防止五か年戦略(平成30年8月)
- ・危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策(平成26年8月)
- ★文科省・厚労省・警察庁・内閣府作成の 大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料

### 『薬物のない学生生活のために』



#### 【内容】

- (1)大麻や危険ドラッグ等の薬物の写真 及び危険性・有害性
- (2)薬物は人生をこわす!
- (3)大麻や危険ドラッグを誤解していませんか?
- (4)薬物は社会をこわす!
- (5)薬物乱用のQ&A

- 薬物乱用防止に関する指導・啓発のための取組 状況
  - ✓ 78.1% 学内広報物による周知
  - ✓ 73.5% ガイダンス
  - ✓ 20.6% ホームページに掲載
  - ✓ 17.2% 啓発的な講演会等の開催

# ▶自殺対策

- ・我が国の自殺者は年間2万人超。うち、大学生は300~400人程度。
- 原因として学業不振、進路に関する悩み、うつ病が多数。
- -20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺。

(出典:令和元年度自殺対策白書/厚生労働省)

● 各大学における学生相談を担当する教職員の能力の向上、ノウハウや情報の共有、学内(学生相談室、保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等)の連携向上、「ピア・サポート」の活用等、学生の心の相談体制の強化が重要

#### く参考>

- •自殺対策基本法(平成18年法律第85号)
- •自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)
- ○自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)
- 第2. 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識
- <年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている>

非常事態はいまだ続いていると言わざるをえない。若年層では、20歳未満は 自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代 や30歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に 比べてピーク時からの減少率が低い。さらに、我が国の自殺死亡率は主要 先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えている。

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- (2)学生・生徒等への支援の充実

大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの 理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員 向けの取組の推進を図る

- メンタルヘルスに関する指導・啓発のための取組 状況
  - ✓ 70.0% 学内広報物による周知
  - ✓ 72.9% ガイダンス
  - ✓ 37.0% ホームページに掲載
  - ✓ 11.8% 啓発的な講演会等の開催

# > 多様な性の在り方についての理解促進

- ・性的指向(Sexual Orientation)や性自認(Gender Identity)の多様な在り方について、社会の理解が進んでいるとは必ずしも言えず、未だにいじめや差別等の対象とされやすい現実。
- 国内のLGBT層に該当する人の比率は8.9%。 (出典:電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2018」)
  - 性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めることは重要。
  - 大学等において、性的少数者への理解促進や、配慮を要する学生への支援の促進に向けて、 まずは教職員が偏見等をなくし理解を深めることが必要であり、教職員向けの理解・啓発資料 を作成。

#### く参考>

・大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて(平成30年12月)/日本学生支援機構



#### 【内容】

- 1. はじめに
- 2. 多様な性的指向・性自認
- 3. 大学等における理解の現状
- 4. 大学等に求められる対応 大学等における対応の例 検討・実行組織における対応 相談窓口等における対応 個々の教員・担当者等における対応 大学等における配慮の具体例 相談等を受けるに当たっての留意点
- 5. 関連用語
- 6. 参考(関係省庁の取組)

大学等の教職員を対象として、性的指向・性自認の 多様な在り方に関する理解の増進を図ることを目的に、 文部科学省や専門の有識者の協力を得て、独立行政 法人日本学生支援機構が平成30年12月に作成



いわゆる「性的マイノリティ」である学生が学生生活を送るうえで大学等に求められる対応に関し、大学等における性別情報の取扱い・管理方法のほか、授業や学生生活等における配慮等、必要となる支援等について記載した内容となっている

# ▶人権教育・啓発、差別の解消の推進等

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消 に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」等において、人権教 育や差別解消のための教育や啓発について規定。
- ・このほか、薬害被害等についての理解・啓発により、第二の被害を生み出さないようにするとともに、 苦しむ学生に対しては適切な配慮を検討していく必要。
- ・また、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の様々なハラスメントへの対応が求められている。
- 各大学等で人権教育・啓発、差別の解消の推進について積極的な取組みを期待。
- ハラスメントへの対応として、全ての学生及び教職員が相談できる窓口やハラスメントの防止・対策のための調査委員会等の整備・充実が必要。学内の相談窓口のみならず、外部の相談機関を活用することも有効。

#### く参考>

- 「文部省におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について(通知)」(平成11年3月30日文高大第211号)
- 法務省における人権相談について http://www.moj.go.jp/JINKEN/index\_soudan.html
- 人権相談・調査救済制度リーフレット →相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の 手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\_00194.html
- 外国人のための人権相談について http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html
- 各国立大学のハラスメント相談窓口(国立大学協会HP) <a href="http://www.janu.jp/univ/harassment/">http://www.janu.jp/univ/harassment/</a>
- 薬害を学ぼう(厚労省HP)
  https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html

- ハラスメント防止に関する指導・啓発のための取組状況
  - ✓ 73.1% 学内広報物による周知
  - √ 66.1% ガイダンス
  - ✓ 37.7% ホームページに掲載
  - ✓ 13.6% 啓発的な講演会等の開催
  - (出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成29年度)/ 日本学生支援機構)
- 〇 ハラスメント等防止のための取組状況
  - ✓ 99.3% 学生及び教職員が相談できる窓口を設置
  - ✓ 58.1% 全学的な調査・対策の常設機関を設置
  - ✓ 41.4% 常設の機関は置いていないが、学内で設置が必要と認めた場合に調査委員会等を設置

(出典:平成30年度大学における教育内容等の改革状況について/文部科学省)

# 人権教育・啓発、差別の解消の推進等について

人権教育・啓発、差別の解消の推進について積極的な取組をお願いいたします。

- 〇人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(H12.12.6法律第147号)
- 〇人権教育・啓発に関する基本計画(H23.4.1閣議決定(変更))(抜粋)
  - (中略) 高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。
- 〇「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について」(28生社教第1号H28.6.20付通知) (中略)特に、第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定されています。 本法を踏まえた適切な対応についてご留意願います。

#### (教育の充実等)

- 第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。
- ○「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について(28生社教第15号H29.2.6付通知)(抜粋)
  - (中略)特に、第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定されています。本法及び附帯決議を踏ま えた適切な対応について御留意願います。

#### (教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

# 薬害被害について

- ○薬害被害が起きた歴史的背景や、今でも薬害被害で苦しまれる方々がいらっしゃることについては、厳粛かつ謙虚に受け止めなければならない。
- ○在校生に対して ⇒ 二度とこうした被害や、被害に苦しむ方々が増えないようにするためにも、あらゆる教育の場面の中で、 学生に対し事実を正確に伝え、教えていくことが必要。
- ○教職員に対して ⇒ 例えば、子宮頸がんワクチンの接種に関連したと思われる症状など、様々な理由から健康状態を害している学生への大学側の理解不足が、教職員の心なき言動となって第二の被害を生み出さないようにする必要。
- ○薬害で苦しむ学生に対して ⇒ 学生との建設的対話に基づき適切な配慮について検討していく必要。(真摯に話を聞いて適切な解決策を検討する必要。)



# と性暴力への対応

- ・近年、若い女性に対するアダルトビデオ(AV)への出演強要や「JKビジネス」 と呼ばれる営業等により性的被害に遭う問題が発生。
- ・被害が顕在化しにくい。

● 入学ガイダンスでの注意喚起、警察や法テラスなど相談窓口の周知等による未然防止の取組、被害学生への心のケアや関係機関への適切なつなぎ等、被害を受けてしまった場合の回復の取組等が重要

#### く参考>

・『いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題 についての報告書』

(平成29年3月/内閣府・女性に対する暴力に関する専門調査会)

#### 【啓発及び指導にあたっての参考となる関連省庁のHP】

・若年層を対象とした性的な暴力の啓発(内閣府)

http://www.gender.go.jp/policy/no\_violence/avjk/index.html

・いわゆるAV出演強要・「JKビジネス」等について(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a\_menu/ikusei/kyoudou/detail/1403806.htm

- 性犯罪の加害防止・被害予防に関する指導・啓 発のための取組 状況
  - ✓ 45.0% 学内広報物による周知
  - ✓ 26.1% ガイダンス
  - ✓ 5.2% ホームページに掲載
  - ✓ 9.6% 啓発的な講演会等の開催

- ○性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼす。性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要。
- ○性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運の高まり。
- ○性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための取組が必要。また、子供の発達段階や 被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要。



# 性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」

[令和2年度から4年度までの3年間] 平成29年改正刑法附則に基づく事案の実態に即した対処を行うための施策の検討 性犯罪・性暴力の 特性を踏まえた取組

はじめに

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

方針の確実な実行

#### 刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

- ① 「<u>性犯罪に関する刑事法検討会」</u>(6月4日に第1回開催)において、幅広く意見を聴きながら、性犯罪に厳正かつ適切に対処できるよう、速やかに、かつ丁寧に、検討を進め、検討結果に基づいて、所要の措置を講じる。
- ② 児童や障害のある被害者からの聴取を含め、被害者の事情聴取の在り方等について、より一層適切なものとなるような取組について、更に検討し、適切に対処
- ③ 検察官等に対し、「フリーズ」と呼ばれる症状を含め、性犯罪に直面した被害者心理や、障害のある被害者の特性や対応につき、研修を実施

#### 性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

- ④ 刑事施設及び保護観察所における認知行動療法を活かした専門的プログラムの拡充を検討
- ⑤ 必要な体制ができた地方公共団体に対し、出所者に関する情報を含めた必要な情報提供ができることを明示
- ⑥ 仮釈放中の性犯罪者等への**GPS機器の装着等**について、諸外国の法制度等を把握した上で検討

#### 被害申告・相談をしやすい環境の整備

- ⑦ 性犯罪に関する被害の届出がなされた場合の即時受理の徹底
- ⑧ 捜査段階における二次的被害の防止(女性警察官の配置促進、警察官等に対する研修の充実)
- ⑨ 性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号(#8103)の周知
- ⑩ 緊急避妊等に要する費用や診療料・カウンセリング料の公費負担制度の適切な運用
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- ① 全国共通短縮番号の導入、無料化の検討
- ⑫ ワンストップ支援センターの広報周知、学校を通じた中高生への周知、地域の関係機関への周知
- ③ SNS相談の通年実施の検討
- ④ メール相談、オンライン面談、手話などの多様なコミュニケーション方法の確保や外国語通訳の活用等の 推進
- ⑤ 夜間休日コールセンターの設置検討、緊急時の都道府県の支援体制と連携
- ⑥ 都道府県の実情に応じたワンストップ支援センター等の増設の検討を進め、施策を講じる。

### 切れ目のない手厚い被害者支援の確立

- 地域における被害者支援の中核的組織として、ワンストップ支援センターの体制充実や連携強化
- 切 病院にセンターを設置することや、必ずつながることができる中核的病院との提携
- ⑩ 都道府県、病院(医師、看護師等)、警察、弁護士、婦人相談所、児童相談所等地域の関係機関との連携強化。 そのために、国レベルで検討の場を置き、令和2年度内に一定の結論を得て推進。
- (19) センターにおいて、地域の関係機関間連携を強化するコーディネーターの配置、常勤化及び<u>事務職員の配置</u>によるセンターの体制強化
- ② 相談員、行政職員、医療関係者、<u>センター長やコーディネーター</u>に対する研修の実施。基礎知識に関する<u>オン</u> ライン研修教材の開発・提供
- ② 中長期的な支援(トラウマに対応できる医師等専門職育成や、福祉部局等との連携、婦人保護施設における 性暴力被害者に対する心理的ケアや自立支援、同伴児童への学習支援)
- ② ワンストップ支援センターにおける医療費負担の軽減(都道府県外での被害への支援の扱いの整理)、<u>監護者</u><u>の精神的ケアも含めた検討</u>等
- ② 障害者や男性等の多様な被害者に対応できるよう、関係機関が協力して、<u>ワンストップ支援センターにおける</u> 支援実態等の調査研究、研修の実施
- ② 婦人保護事業の新たな法的枠組み等の検討の加速、地域連携強化による性犯罪・性暴力被害者支援の拡充、行 政・民間団体の連携・協働による若年女性支援(夜間の見回り・声かけなどのアウトリーチ支援、居場所確保、 自立支援等)

#### 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 子供を性暴力の当事者にしないための<u>生命(いのち)の安全教育の推進。性暴力の加害者、被害者、傍観者にならない</u>よう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが必要。
- ② 生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進。加えて、以下の 取組を推進。
  - ▶ 幼児期・低学年 「水着で隠れる部分」は、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、 他人に触らないことの指導
  - ▶ 高学年・中学校 SNS等で知り合った人に会うことなどの危険や被害に遭った場合の対応
  - ▶ 中学校・高校 いわゆる「デートDV」、性被害に遭った場合の相談先
  - ▶ 高校・大学 レイプドラッグ、酩酊状態に乗じた性的行為、セクハラ等の問題や、 被害に遭った場合の対応、相談窓口の周知
  - ▶ 障害のある児童生徒等について、個々の障害の特性や程度等を踏まえた適切な指導の実施
- ② 工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、手引書等を関係府省で早急に作成・改訂。文部科学省から教育委員会や高等教育機関等への周知。地域の実情に応じた段階的な教育の現場への取り入れ。 教職員を含む関係者への研修の実施。
- ② 学校等で相談を受ける体制の強化。相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実。
- 28 大学等におけるセクハラや性暴力被害の相談窓口の整備や周知、担当者への研修の促進

#### 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

● わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分

- ※保育士への同様の対応を検討
- ② 懲戒免職(原則)や遺漏のない告発の実施の徹底に関する教育委員会への指導
- ③ 教員免許状の管理等の在り方について、より厳しく見直すべく検討
- ③ 「相手の同意のない性的行為をしてはならない」「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識の醸成が大切。令和2年の「女性に対する暴力なくす運動」(11/12-25)において、「性暴力」をテーマとして、広報啓発を実施。
- ② 令和3年から、毎年4月を、<u>若年層の性暴力被害予防のための月間</u>とし、啓発を徹底。(AVJK問題の更なる啓発、レイプドラッグの問題など若年層の様々な性暴力の予防啓発。性暴力被害に関する相談先の周知。周りからの声掛けの必要性などの啓発。)
- ③ 保護者等を対象に実施するインターネット上のマナー等の啓発時の性被害防止についての啓発
- ③ SNS利用に起因する中高生などの子供の性被害を防止するため、SNS上の子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対する広報啓発を実施。

### 方針の確実な実行

- 本年7月を目途に、具体的な実施の方法や期限などの工程を作成。
- 毎年4月を目途に進捗状況や今後の取組についてフォローアップを実施。
- ③ 性暴力の実態把握 (若年層の性暴力被害の実態把握、ワンストップ支援センターにおける詳細な支援実態調査、障害者の性暴力被害の実態把握のための取組の検討)

# ギャンブル等依存症について

- ■ギャンブル等依存症は、①本人・家族の 日常生活・社会生活に支障を生じさせる ものであり、②多重債務・貧困・虐待・自 殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせ ている。
- ■ギャンブル等依存症対策を総合的かつ 計画的に推進し、もって①国民の健全な 生活の確保を図るとともに、②国民が安 心して暮らすことのできる社会の実現に 寄与するため、平成30年10月、ギャン ブル等依存症対策基本法(平成30年法 律第74号)が施行。
- 法第14条では、国及び地方公共団体は、 知識の普及等のために必要な施策を講 ずるものとされており、また、同法附帯決 議には、青少年に対しギャンブル等依存 症問題に係る知識の普及に徹底して取り 組むこととされている。
- 法第12条では、政府に「ギャンブル等依 存症対策推進基本計画」の策定を義務 付け、内閣官房長官を本部長とする「ギ ャンブル等依存症対策推進本部」を設置 し、有識者等の意見を聴き基本計画を作 成することとされている。

ギャンブル等依存症とは?

「のめり込み」にはくれぐれも御注意を

~ギャンブル等は「適度に」たしなみましょう~

「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました!

### 厚生労働省 5 金融庁

#### ★若者の皆さん、ちょっとしたビギナーズラック に注意しましょう。

注意すべきポイントは?

○ 若いころにギャンブル等を始めると、 のめり込みの病状が深刻になりやすいと 言われています。

なお、法令で定められた年齢に達しない方 が、ギャンブル等をすることは禁止されて

また、専門家の支援を受けることが重要です。

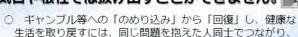












○ ただし、御本人の主体性が「回復」への原動力となります。

#### ★ギャンブル等をしているときの様子が急激に 変化している方は周囲にいませんか?

○ 「興味を持ち、楽しんでいる」だけなのか、「のめり込み、 止められなくなっている」のか、慎重に様子を見てください。

#### ★借金の肩代わりは禁物です。

○ よかれと思っても、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人 が問題に向き合い、立ち直る機会を奪ってしまいます。

#### 気になることがある場合は?

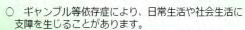
- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で 取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化
- ◆ 借金があるのに、「次こそ勝つ!」と思いながらギャンブル等を続けている方はいませんか。 少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

(消費者庁ウェプサイト http://www.cam.go.jp/policies/policy/consumer\_policy/caution/caution\_012/)

<消費者庁作成:消費者庁HPからダウンロード可能>

各大学等においても、学生含む構成員へのギャ ンブル等依存症についての啓発が必要不可欠

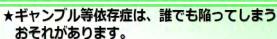


★ギャンブル等にのめり込むと、御家族などの

すなわち、ギャンブル等依存症は、借金の問題だけ でなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺 などの社会問題を引き起こすこともあります。







- 「什事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感 などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになって しまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が 始まってしまう可能性があります。
- 「意志が弱い」、「だらしない」といった性格が原因と なる疾患ではありません。

#### ★分かっているのにやめられない。。。 ギャンブル等依存症のサインでは?

- 負けを取り戻すために、ギャンブル等をしていませんか。
- ギャンブル等のために、周囲の皆さんに嘘をつき、お金を 借りていませんか。

# マイナンバーカードの大学内での活用について

マイナンバー カード活用 の方向性

- マイナンバーカードの活用等については、政府のデジタル・ガバメント閣僚会議において、国民にマイナンバーカード制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及と利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図ることとしている。
- このため、大学においても学生等の利便性向上のためマイナンバーカードを活用するとともに、学生がマイナンバーカードの様々なメリットを享受するために学生のマイナンバーカードの取得を積極的に推進していく必要。
- ◆ 大学等で活用 が見込まれる 施策

#### 大学等で活用!例えば、以下のような活用法が考えられる。

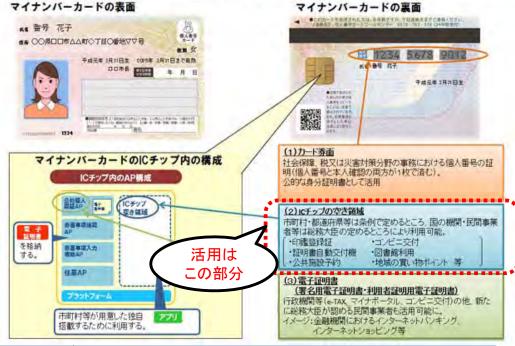
<u>○マイナンバーカードを学生証として活用(</u>授業への出席確認用のツールとして活用、成績証明書の自動発行機のカードとして活用等) ○マイナンバーカードを教職員の構内での身分証として活用

#### マイナンバーカードのメリット

#### マイナンバーカードの3つの利用箇所について







#### 社会全体での取組策

- ●マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策の推進(令和2年度~)
- ●マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始(令和3年3月)
- ●マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等
- ・企業等への出張申請サービス
- ・他の行政機関(ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、学校、郵便局等)との連携強化による出張窓口の設置
- ・取得申請事務の簡素化等

# 今後 さらに 拡大

- ●デジタルハローワーク
- ●納税手続きのデジタル化
- ●各種カード、手帳等との一体化
- ●公的サービス等での利用拡大
- ●マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等公 的個人認証の利便性向上 等

の実現に向けた施策の検討を実施

# 新型コロナウイルス感染症への対応(学生へのメンタルヘルスケア)

#### 通知における学生相談への対応に関する記載

- 令和2年4月17日付 文部科学省高等教育局長通知 大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について(周知)
  - 5. その他留意事項について
  - (1) 学生(留学生を含む)への適切かつ十分な情報提供について

学生への適切かつ十分な情報提供については、引き続き丁寧に御対応いただきますようお願いします。

- ・・・(中略)・・・中でも、今年度から新たに入学した学生や渡日が遅れる外国人留学生については、不安を抱えていることも考えられることから、特に十分な御配慮をいただくようお願いいたします。
  - ・・・(中略)・・・困難な状況の学生に対し、引き続き、十分な情報提供とともに、きめ細かな相談への対応をお願いします。
- 令和2年6月5日付 文部科学省高等教育局長通知 大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて(周知)
  - 6 学生への配慮と支援
  - (1) 学生への迅速かつ十分な情報提供ときめ細かな相談体制
  - ⑤メンタルヘルス等の相談対応

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、不安を抱えている学生等も出てきているところ、<u>電話やメール等を活用し、より学生から相談しやすい体制を構築する</u>とともに、新型コロナウイルス感染症により、<u>新入生をはじめ学生生活に不安を抱えている学生の把握に</u> 努め、カウンセラーや医師等の専門家とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応を行っていただきたいこと。

- 令和2年9月15日付 文部科学省高等教育局長通知 大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について(周知)
  - 1 授業等の実施に際しての留意事項
  - (3) 交流機会の設定等の学生生活への配慮

学生のメンタルヘルス等の相談対応については、これまでも万全を期していただくようお願いしているところですが、今般の情勢も踏まえ、より学生から相談しやすい体制を構築するとともに、新入生をはじめとする学生生活に悩みや不安を抱えた学生の把握に努め、カウンセラーや医師等の専門家とも連携してきめ細かく御対応いただくようお願いします。



各大学等において、電話やメール等を活用した対面に限らない体制の整備など、より学生から相談しやすい体制を構築するとともに、学内組織(学生相談室、保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等)の連携やカウンセラーや医師等の専門家とも連携し、きめ細かに学生への相談に対応することが重要

# 大学等における具体的な取組事例(学生相談・メンタルヘルスケア)

# > 学生同士の交流の促進

- ・ 授業支援SA(スチューデント・アシスタント)による「先輩学生によるなんでもオンライン相談」を実施。
- ・ <u>学生同士のコミュニケーションを図る機会を提供</u>する、オンライン上でのグループイベントを開催。
- ・ 留学生の日常生活・学校生活の支援を目的とした、<u>留学生と日本人学生のオンライ</u>ン上での交流の場を設置。

# > 相談しやすい体制等の整備

- ・ 学生支援担当職員による、<u>専用携帯電話での緊急の学生相談対応体制</u>を整備。
- ・ 外部委託による、電話での24時間メンタルヘルス相談体制を整備。
- ・ 遠隔授業における障害のある学生への情報保障等についての相談対応を実施。

### > 専門家との連携

・ メンタルの不調の早期発見・悪化防止を図るため、メンタルヘルスチェック検査 (Web)を導入。結果に応じてカウンセリングや精神科医への相談等を案内。 【経済的支援】

# 高等教育の修学支援の確実な実施

令和 3 年度要求額·要望額

令和2年度予算額

事項要求 ※内閣府計上予算含む

5,823億円)



<令和3年度概算要求>

事業概要

「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年5月法律第8号)に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し 活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう<mark>高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を確実に実施</mark>(内閣府計上)する。 また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者 全員に対する貸与を確実に実施する。

※高等教育の修学支援新制度と一体的な経費(無利子奨学金)については予算編成過程で検討する。

#### 高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金):事項要求(4,882億円)

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【 対象の学生 】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生等

(準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援)

【財源】消費税による財源を活用

(少子化に対処するための社会保障関係費として内閣府に予算計上、文部科学省で執行)

#### 個人要件

- ○進学前は成績 だけで否定的 な判断をせずレ ポート等で本人 の学修意欲を 確認
- ○大学等への進 学後の学修状 況に厳しい要件

#### 機関要件

(国等による要件 確認を受けた大学 等が対象)

- ○学問追究と実 践的教育の バランスが取れ た大学等
- ○経営課題のある法人の設置 する大学等は対象外

#### 授業料等減免【国等が各学校に交付】

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金 授業料		入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

#### 給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

(既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。)

○ 学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。 (給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学·短期大学·専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学·短期大学·専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生約32万円、自宅外生約52万円

#### 無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施 無利子奨学金:事項要求 (941億円)

区分		無利子奨学金	有利子學	<b>愛学金</b>
貸与人員		※ (51万8千人)	76万6	千人
事業費		※ (3, 114億円)	6, 841億円(4	487億円減)
うち 一般: 等	会計	※ <b>政府貸付金</b> (一般会計)941億円 <b>財政融資資金</b> 123億円	財政融資資金	6, 121億円
貸与月	額	学生等が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5.4万円	学生等が (大学等の 2~12万円の	)場合)
貸与 基準	学力	<ul><li>・高校評定平均値</li><li>3.5以上(予約採用時) 等</li><li>&lt;住民税非課税世帯の学生等&gt;</li><li>・成績基準を実質的に撤廃</li></ul>	①平均以上の成約 ②特定の分野には な能力を有する ③学修意欲がある	いて特に優秀
令和3年度	家	私大自宅・給与所得・4人世帯の場	合 <u>※家計基準は家旅</u>	<u> </u>
採用者	計	804万円以下	1, 147万	円以下
返還期間		卒業後20年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後 の所得に応じて変動	卒業後20 (元利均等	
			上限3%(在学	中は無利子)
   返還利	玆	無利子	(令和2年3月1	 貸与終了者)
	1 <del>-1-</del>	נידי את	利率見直し O. 002%	利率固定 0. 070%

※貸与人員、事業費における下段の( )書きは前年度の予算規模

### 高等教育の修学支援新制度について (実施時期:令和2年4月1日/通常国会で法成立:令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

\*政省令:令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校 【支援内容】①<u>授業料等減免制度の創設</u> ②<u>給付型奨学金の支給の拡充</u> 【支援対象となる学生】<u>住民税非課税世帯</u> 及び <u>それに準ずる世帯</u>の学生 ((令和2年度の在学生(既入学者も含む)から対象))

【財源】<u>少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用</u> 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行 令和2年度予算 4,882億円

授業料等減免 2,528億円<sup>※</sup> 給付型奨学金 2,354億円 ※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円

#### 授業料等減免

○ <u>各大学等</u>が、以下の上限額まで<u>授業料等の減免を実施</u>。減免に 要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

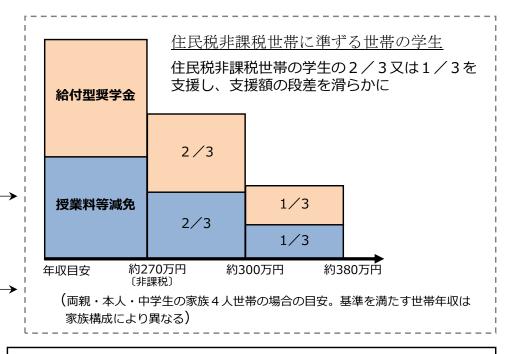
	国公立		私	立
	入学金 授業料		入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

#### 給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を <u>賄えるよう</u>措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



#### 支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の 学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件: 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

#### 授業料等減免額(上限)・給付型奨学金の支給額

#### 【授業料等減免】

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額(住民税非課税世帯については下の表の額)を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額又は3分の1の額を減免する。

#### 【給付型奨学金(学資支給金)】

非課税世帯の学生等に対しては、下の表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、その額の3分の2の額を又は3分の1の額を支給する。

#### <昼間制>

		授業料減免	入学金減免	給付額			
		上限額(年額)	上限額 ( <b>一回限り支給</b> )		月額	(参考)年額	
	ロハキ	E3E 900 []	383 000	自宅	29,200円	350,400円	
大学	国公立	535,800円	282,000円	自宅外	66,700円	800,400円	
入子	私立	700,000円	260,000円	自宅	38,300円	459,600円	
	1/A 1/L	700,000	200,000円	自宅外	75,800円	909,600円	
	国公立	390,000円	169,200円	自宅	29,200円	350,400円	
短大		390,000	109,200	自宅外	66,700円	800,400円	
/立/へ	私立	<i>₹</i> , <del>†</del> 620,000 ⊑	620,000円	250,000円	自宅	38,300円	459,600円
		1250,000 j	250,000[]	自宅外	75,800円	909,600円	
	国公立	国心立	234,600円	84,600円	自宅	17,500円	210,000円
高専		234,000[]	自宅外	34,200円	410,400円		
同一寸	私立	700,000円	130,000円	自宅	26,700円	320,400円	
		700,000円 150,000円	130,000  ]	自宅外	43,300円	519,600円	
	国公立 166,800円 70,000	70,000円	自宅	29,200円	350,400円		
専門学校	国乙立	100,000	70,000	自宅外	66,700円	800,400円	
サリナ化	私 六	590,000円	160,000円	自宅	38,300円	459,600円	
	1/4 1/L	私立 590,000円 160,000円	自宅外	75,800円	909,600円		

<夜間制>	※給付額は昼間制と同じ

		授業料減免 上限額( <b>年額</b> )		
大学	国公立	267,900円	141,000円	
入于	私立	360,000円	140,000円	
<del>右</del>	国公立	195,000円	84,600円	
— 短大   	私立	360,000円	170,000円	
高専	国公立	※現在開講されていない		
旧寺	私立	入 % I工 册 讲 (	31000.	
専門学校	国公立	83,400円	35,000円	
一・チェノナが入	私立	390,000円	140,000円	

※ 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額等は以下のとおり。

(なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない。)

授業料減免上限額(年額)......130,000円

入学金減免上限額(一回限り支給)......30.000円

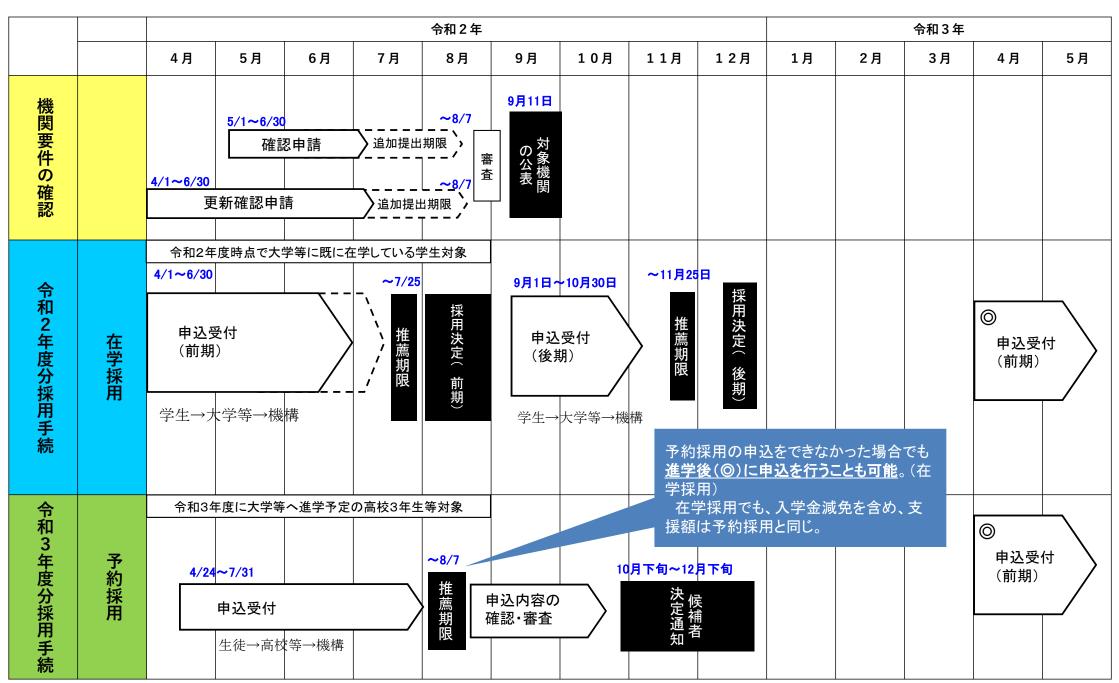
給付額(年額)......51,000円

※ <u>児童養護施設等の入所者</u>等・<u>生活保護世帯</u>出身者のうち、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる学生等の給付月額は以下のとおり。 (これに該当しない自宅外通学の場合、給付額は上表のとおり。)

【大学、短大、専門学校】 国公立...33,300円、私立...42,500円、【高専】 国公立...25,800円、私立...35,000円

※ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

# 高等教育の修学支援新制度 スケジュール



- (注1)上記は給付型奨学金の申込手続を示したもの。給付型奨学金の対象者は授業料等減免の対象者にもなる。学生は、各大学等が定める時期に、授業料等減免の申込手続を行う。
- (注2)令和2年9月以降の申込受付、推薦期限、申込内容の確認・審査、候補者決定通知、採用決定等の時期は予定である。
- (注3)機構は日本学生支援機構を指す

# 支援対象者の要件(個人要件)等

#### 【学業成績・学修意欲に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。 進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。

#### 学業成績の基準 次の1~4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 廃止 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること (支援 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低 打切り) い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること 次の $1 \sim 3$ のいずれかに該当するとき(上の「廃止」の区分に該当するものを除く。) 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 警告 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状 況にあると認められること

#### 特例1:傷病・災害等の不慮の事由

災害、傷病、その他やむを得ない事由がある場合は、

「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

#### 特例②:教育課程の特性

学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

#### 特例③:児童養護施設の入所者等

社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

#### 【その他】

- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
  - ・日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること
  - ・高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないこと
  - ・過去において本制度の支援対象としての認定を受けたことがないこと
  - ・保有する資産が一定の水準を超えていないこと(申告による。)
- 次のいずれかに該当する場合には、遡って認定を取り消す(返還等を求める。)。
  - ・偽りその他不正の手段により支援を受けた場合
  - ・大学等から退学・停学(無期限又は3ヶ月以上の者に限る。)の懲戒処分を受けた場合 (3ヶ月未満の停学又は訓告の懲戒処分を受けた場合には認定の効力を停止する。)

# 支援措置の対象となる学生等の認定要件について

#### 1. 家計の経済状況に関する要件

【所 **得**】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、 以下の基準額に該当すること

(算 式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%-(調整控除の額+税額調整額)※ ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第 I 区分(標準額の支援) 100円未満

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上~25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上~51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

【資 産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産\*の合計額が、以下の基準額 に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満 生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲:現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券 の合計額(不動産は対象としない)

#### 2. 学業成績・学修意欲に関する要件 (採用時)

※ 認定後は、適格認定の基準により学業成績等を確認し、これに基づき支援の継続の可否を判定する

 予約採用
 在学採用

 高校3年生
 1年生

 申請時期: 入学前年度
 申請時期: 入学年 4月\*

 申請時期: 在学中(毎年) 4月

高校2年次(申込時)までの評定平均値が、

3.5以上 ・・・ 進路指導等において 学修意欲を見る。

3.5未満 ・・・・ レポート又は面談により 学修意欲を確認する。

高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者 については、高卒認定試験の受験・合格をもって、 学修意欲があるものとみなす。 次の①から④までのいずれかに該当すること

- ① 高校の評定平均値が3.5以上であること
- ② 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上 であること
- ③ 高卒認定試験の合格者であること
- ④ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や 目的、将来の人生設計等が確認できること
- ※ 秋季入学の場合の申請時期については検討中。

次の①か②のいずれかに該当すること

- ① 在学する大学等における学業成績について、 GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること
- ② 次のいずれにも該当すること
  - a. 修得単位数が標準単位数※以上であること
  - ※ 標準単位数=卒業必要単位数/修業年限×申請者の在学年数
  - b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や 目的、将来の人生設計等が確認できること
- ※ ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の 学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当 する場合には、不採用とする。
- ※ 災害、傷病その他やむを得ない事由により②aに該当しない場合には、②bに該当することで足りる。

#### 3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは 永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が 認めたもの(=将来永住する意思があると認められた者)

#### 4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における修学意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないもの
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに確認大学等へ入学した者 等32

# 支援対象者の要件(個人要件)等 <所得に関する要件と目安年収>

#### 所得に関する要件

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること

【算 式】 **市町村民税の所得割の課税標準額×6%- (調整控除の額+税額調整額)**※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

【基準額】第 I 区分(標準額の支援) 100円未満

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上~25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援)25,600円以上~51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

給付型奨学金

授業料等

減免

所得基準に相	当する目安年収(例)	住民税非課税	準ずる	6世帯
			第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
	(支援額)	3分の3	3分の2	3分の1
ひとり親世帯(母のみ	子1人(本人)	~約210万円	~約300万円	~約370万円
が生計維持 者の場合)	子2人(本人·高校生)	~約270万円	~約360万円	~約430万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	~約270万円	~約360万円	~約430万円
	子3人(本人・大学生・高校生)	~約350万円	~約450万円	~約510万円
ふたり親世 帯(両親が	子1人(本人)	~約220万円	~約300万円	~約380万円
生計維持 者)	子2人(本人・中学生)	~約270万円	~約300万円	~約380万円
(注)片働き(一 方が無収入)の	子3人(本人・高校生・中学生)	~約320万円	~約370万円	~約 430万円
場合で、配偶者 控除が適用され る場合	子3人(本人・大学生・高校生)	~約360万円	~約450万円	~約520万円

第I区分 第I区分 第II区分 第III区分 第IIED 第IIED

2/3

2/3

1/3

1/3

所得

「進学資金シミュレーター|

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html

- ※年収は、両親の年収を合計したものとし、1万円の位を四捨五入している。
- ※子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳とする。
- ※給与所得以外の収入はないものとする。(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。)
- 毎年、直近の住民税課税標準額等を確認し、支援区分を見直す。
- 予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額等(住民税)に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、 急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

33

# 進学資金シミュレーターの概要 <日本学生支援機構>

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、

①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。

(URL: https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html)

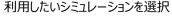


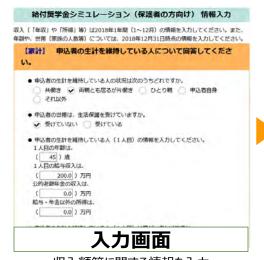
ORコード

#### 資金シミュレーターのイメージ(「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)

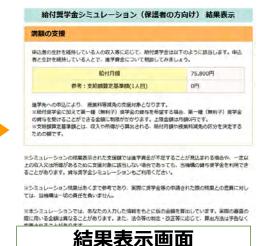








収入額等に関する情報を入力



支援される金額等が表示

#### 進学資金シミュレーター

#### 新たな修学支援の法律の成立に伴い令和元年5月から公開

奨学金選択 シミュレーション 給付奨学金シミュレーション (生徒・学生の方向け)

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する簡易な情報の入力で、世帯の年収がどのくらいであれば、どの くらいの額の支給が受けられるかを表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

給付奨学金シミフレーション (保護者の方向け) 生計維持者、収入額、世帯構成、進学希望先等に関する詳細な情報の入力で、支給の可否やその条件に **応じた支給月額**を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

貸与奨学金シミュレーション

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報の入力で、貸与を受けることができる奨学金の種類(無利子 奨学金か、有利子奨学金か)と貸与月額を表示。

学生生活費

家庭からの什送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額 を判断するための情報が表示される。

「参考〕奨学金貸与・返環シミュレーション

貸与型奨学金(無利子・有利子奨学金)について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能

#### 無利子奨学金(第一種奨学金)をご利用の方へ

# 給付型奨学金に申し込んでみましょう!



○新しい給付型奨学金に申し込んで採用されると、無利子奨学金(第一種)が減額されてしまうと聞いて、 申し込むかどうか悩んでいます。



A:無利子奨学金は減額されますが、新しい給付型奨学金に採用されると、加えて授業料等の減免をセット で受けることができ、無利子奨学金(第一種)と違って原則返還の不要な支援額が大幅に増えます。 の支援額の比較表をご覧ください)

不足があれば、**有利子奨学金(第二種)を利用する**こともできます。

要件を満たしそうであれば、申し込んでみましょう!

#### 【1年間の支援額を比較してみました】

(私立大の2年次以降に在籍している方の例)

・新しい給付型奨学金に申し込まずに 無利子奨学金を利用し続けた場合



		利子奨学金 (第一種)
	貸与月額 (A)	貸与額(年間) A×12月=(B)
自宅	¥54, 000	¥648, 000
自宅外	¥64, 000	¥768, 000

<u>返還が必要な</u> <b>支援額</b> (年間)
В
¥648,000
¥768,000

#### ・新しい給付型奨学金に申し込んで採用された場合 (住民税非課税世帯の方が満額の支援を受けるケース)

	給付型奨学金		授業料減免
	支給月額 (C)	支給額(年間) C×12月=(D)	減免上限額 (E)
自宅	¥38, 300	¥459, 600	¥700, 000
自宅外	¥75, 800	¥909, 600	¥700, 000

<u>返還の必要がなし</u>
支援額
(年間)
D+E
¥1,159,600
¥1,609,600

※給付型奨学金に申し込まれても、審査により利用ができない場合があります。

※上記の額(給付型奨学金、授業料減免、無利子奨学金)は最大まで支援を受けることができる場合のケースであり、支援の区分や学校種別等により金額が異なります。(給付型奨学金を利用しながら、無利子奨学金の貸与を受けることができる場合もあります)。



給付型奨学金を利用すると、無利子奨学金を借りられる金額が減ります(併給調整)。しかし、給付とあわせて利用できる授業料減免により、無利子奨学金よりも多くの支援を返還不要で受けることができます。

<u>口座に入金される総額は減る場合がありますが、手元のお金を確保しておく必要がある場合は、比較的</u> 低利率な有利子奨学金(第二種奨学金)と組み合わせることも可能です。さまざまな支援を活用してください。 以前、給付型奨学金の申込みをしたものの、不採用だった方へ

### まだ、給付型奨学金に申し込む機会があります!



Q:以前、給付型奨学金の申込みをしましたが、**家計基準を満たしておらず不採用**となりました。 もう今後、給付型奨学金は利用できないのでしょうか…。



A:以前は採用されなかったとしても、**その後の在学採用で再度申し込むことができます**。 審査に用いる住民税情報が毎年夏に更新されるので、**次に申し込めば採用される可能性があります**。 なお、住民税の情報に変化がない場合でも、最近になって家計が急変した事由があれば、別途、 緊急採用枠で随時申し込むこともできます。

#### 【申込みのタイミングで結果が変わる例】

・2019年の予約採用または2020年春の在学採用に申し込んだとき



#### ・2020年秋の在学採用に申し込んだとき



※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。 上記の例では、世帯収入が減少したことや、家族の年齢の変化に伴う扶養控除の変化により課税標準額が少なくなったために

家計基準を満たすことになりました。なお、学業成績等、家計以外の基準により採用されない場合もあります。







給付奨学金の家計基準の判定には、住民税の情報が使われます。

その際、予約採用や春の在学採用と、秋の在学採用とでは、違う年の収入(所得)等が確認されます。 さらに、住民税には、収入だけでなく、年齢等に応じて金額が変わる仕組みもあります。

このため、前に不採用になっていても、次の申込みでは採用されるかもしれません。

詳しくは、日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」をご覧ください。

# 給付奨学金の適格認定(家計)により支援対象外となる者等への周知について

適格認定(家計)により、 **支援対象外となった者** または **支援額が下がった者** への支援策として、 以下の周知が可能 ■

### 【支援策として周知が可能なもの】

- **〇 家計に急変が生じている者** への周知
- 給付の家計急変事由に該当している場合は、家計急変としての申請が可能です。
- 貸与の家計急変事由に該当しており、第一種奨学生でない場合は、 緊急採用(第一種奨学金) の申請が可能です。
- 貸与の家計急変事由に該当しており、第二種奨学生でない場合は、 応急採用(第二種奨学金)
   の申請が可能です。
- 第一種奨学生 への周知
- 給付奨学金が支援対象外となった場合、第一種奨学金は 併給調整による制限を受けません (貸与月額が概ね増額されます)。
- 選択月額によっては、貸与月額を増額できる場合があります。
- 〇 第二種奨学生 への周知
- 貸与月額の増額 が可能です。(すでに最高月額を選択している者を除く)
- O 家計に急変が生じておらず、第二種奨学生でない者 への周知
- **第二種奨学金(秋の二次採用)の申請** が可能です。
- 緊急特別無利子貸与型奨学金の申請が可能です。(支援対象外となった者に限る)
- (注1) 「第一種奨学金・第二種奨学金の貸与月額」や「家計急変による奨学金」等については、日本学生支援機構のホームページ 等をご参照ください。
- (注2) 給付奨学金との併給調整を受けることにより第一種奨学金に要返金額が発生し、かつ返金手続きが9月中に完了しない場合は、10月以降の第一種奨学金は、併給調整による制限がなくなったとしても、振込保留となります。なお、併給調整により、振込済の第一種奨学金の返金が必要となっている者のうち、経済事情等によりやむを得ず早期返金が困難な状況にある場合

# 大学等の要件(機関要件)

- 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、<u>学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とする</u>ための要件を設定。
  - 1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。
    - ※ 4年制大学の場合、13単位(標準単位数124単位の1割相当)
    - \* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
    - \* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。
  - 2. 法人(大学等の設置者)の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
  - 3. 授業計画書(シラバス)の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
  - 4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等(貸借対照表、収支計算書など)や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。
- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。 対象機関リスト
  - ▶次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。
    - ① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス (法人の決算)
    - ② 直前年度の貸借対照表の「運用資産 外部負債」がマイナス (法人の決算)
    - ③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※ (大学等の状況)

※ 専門学校の経過措置 ~令和2年度:6割未満、令和3年度:7割未満、令和4年度~:8割未満

# 高等教育の修学支援新制度の対象機関について

令和2年9月11日現在

						(参考)
学校種	学校数 (R2.4.1)	Aのうち 確認校数 (R2.4.1)	新規 確認校数	Bのうち確認 取消し校数	要件 確認校数	要件確認割合
	А	В			С	C/A
大学·短期大学	1,082	1,051	13	4	1,060	98.0%
高等専門学校	57	57	_		57	100.0%
専門学校	2,688	1,689	284	6	1,967	73.2%

- (注1)学校数には、大学院大学(25校)、募集停止決定済(82校)、休校状態(95校)を含まない。また、廃校または統廃合により確認校でなくなる予定の14校(短期大学2校、専門学校12校)も含まない。
- (注2)新設予定の学校については追って確認審査予定。

文部科学省 特設ホームページで、対象機関リストを公表しています。

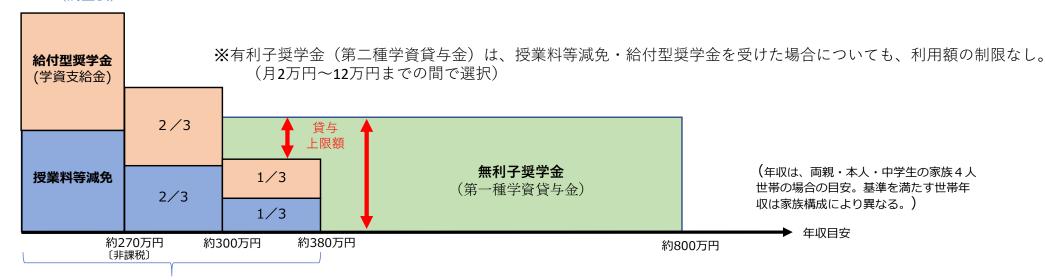


### 授業料等減免・給付型奨学金(新制度)の支援を受けた場合の無利子奨学金の額の調整

新たな支援措置(授業料等減免・給付型奨学金(学資支給金))の実施に伴い、<u>中間所得層との支援バランスの観点</u>から、新たな 支援措置の対象者については、無利子奨学金(第一種学資貸与金)の額を調整する。

授業料等減免又は給付型奨学金 の支給を受けた場合における 無利子奨学金の額 (調整後)

= 無利子奨学金の貸与上限額 - (授業料の減免上限額+給付型奨学金の支給額) (調整前)



### 無利子奨学金の貸与上限額を制限

※利用可能額が3万円以上の場合、学生等は下記その利用可能額または2万円のいずれかを選択可能 (月 額)

\ <u>_</u>	子伙性寺別の貝子工队領と														
				非課利	兑世帯 (減免	と・給付 満額	支援)	準ず	る世帯(減	免・給付 2/33	支援)	準す	る世帯(減	免・給付 1/3	3支援)
			無利子貸与上限額	減免額	給付額	減免+給付合計	利用可能額	減免額	給付額	減免+給付 合計	利用可能額	減免額	給付額	減免+給付合計	利用可能額
	国公立	自宅	¥45,000	¥44,700	¥29,200	¥73,900	¥0	¥29,800	¥19,500	¥49,300	¥0	¥14,900	¥9,800	¥24,700	(¥20,300)
大	国公立	自宅外	¥51,000	¥44,700	¥66,700	¥111,400	¥0	¥29,800	¥44,500	¥74,300	¥0	¥14,900	¥22,300	¥37,200	(¥13,800)
学	私立	自宅	¥54,000	¥58,400	¥38,300	¥96,700	¥0	¥38,900	¥25,600	¥64,500	¥0	¥19,500	¥12,800	¥32,300	(¥21,700)
	47777	自宅外	¥64,000	¥58,400	¥75,800	¥134,200	¥0	¥38,900	¥50,600	¥89,500	¥0	¥19,500	¥25,300	¥44,800	(¥19,200)
	国公立	自宅	¥45,000	¥32,500	¥29,200	¥61,700	¥0	¥21,700	¥19,500	¥41,200	(¥3,800)	¥10,900	¥9,800	¥20,700	(¥24,300)
短	国公立	自宅外	¥51,000	¥32,500	¥66,700	¥99,200	¥0	¥21,700	¥44,500	¥66,200	¥0	¥10,900	¥22,300	¥33,200	(¥17,800)
大	私立	自宅	¥53,000	¥51,700	¥38,300	¥90,000	¥0	¥34,500	¥25,600	¥60,100	¥0	¥17,300	¥12,800	¥30,100	(¥22,900)
	7777	自宅外	¥60,000	¥51,700	¥75,800	¥127,500	¥0	¥34,500	¥50,600	¥85,100	¥0	¥17,300	¥25,300	¥42,600	(¥17,400)
	国公立	自宅	¥45,000	¥19,600	¥17,500	¥37,100	(¥7,900)	¥13,100	¥11,700	¥24,800	(¥20,200)	¥6,600	¥5,900	¥12,500	(¥32,500)
高	国公立	自宅外	¥51,000	¥19,600	¥34,200	¥53,800	¥0	¥13,100	¥22,800	¥35,900	(¥15,100)	¥6,600	¥11,400	¥18,000	(¥33,000)
専	私立	自宅	¥53,000	¥58,400	¥26,700	¥85,100	¥0	¥38,900	¥17,800	¥56,700	¥0	¥19,500	¥8,900	¥28,400	(¥24,600)
	7777	自宅外	¥60,000	¥58,400	¥43,300	¥101,700	¥0	¥38,900	¥28,900	¥67,800	¥0	¥19,500	¥14,500	¥34,000	(¥26,000)
専	国公立	自宅	¥45,000	¥13,900	¥29,200	¥43,100	(¥1,900)	¥9,300	¥19,500	¥28,800	(¥16,200)	¥4,700	¥9,800	¥14,500	(¥30,500)
門	国立立工	自宅外	¥51,000	¥13,900	¥66,700	¥80,600	¥0	¥9,300	¥44,500	¥53,800	¥0	¥4,700	¥22,300	¥27,000	(¥24,000)
学	私立	自宅	¥53,000	¥49,200	¥38,300	¥87,500	¥O	¥32,800	¥25,600	¥58,400	¥0	¥16,400	¥12,800	¥29,200	(¥23,800)
校	477 77	自宅外	¥60,000	¥49,200	¥75,800	¥125,000	¥0	¥32,800	¥50,600	¥83,400	¥0	¥16,400	¥25,300	¥41,700	(¥18,300)

と学校種笙別の貸与 L限頻 S

# 大学・専門学校等への入学前に学生又は保護者が利用可能な支援制度

	_	
(令和元年	ᄑᄾᄆ	TEI 👉
	T U E	ᄪᄱ
_ \ IJ 1 H J U =	エンノコ	<b>つし L</b>

生活福祉資金貨	<b>貸付制度【教育支援資金】(都</b> 道府県社会福祉協議会)			
貸付限度額	①教育支援費 <大学> 月額6万5千円以内 <短大等>月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内			
対象	低所得世帯:必要な資金の融通を他から受けることが 困難な世帯(市町村民税非課税程度)			
保証人	不要(世帯内で連帯借受人が必要)			
利息	無利子			
償還期限	据置期間:卒業後6か月以内 償還期限:据置期間経過後			
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社 会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html			

	(令相元年9月現在)
	国の教育ローン(日本政策金融公庫)
貸付限度額	350万円以内(学生一人あたり)
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、 世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応 (例:子供2人の場合世帯年収が890万円以内)
利息	年1.71%(固定金利)
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、受験前から申込み可。 低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の 優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html
	労働金庫(ろうきん)の入学時必要資金融資
貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金(入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外)に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額(10万円~50万円の間で選択した金額)が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者と なった方
利息	年 1.71%程度(固定金利) ※2019年9月19日現在
備考	・入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 ・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別贈与貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/

# スカラシップ・アドバイザーについて(大学等向け)

# フカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください! スカラシップ・アドバイザーとは? 日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。

### スカラシップ・アドバイザーが

- ●進学費用準備のための資金計画の説明・助言等をすることにより、 高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安 の解消をお手伝いします。
- ●安心して奨学金を利用するための知識を提供します。
- ・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「**奨学金等進学 資金ガイダンス」**を実施します。
- ・<u>学校説明会やオープンキャンパス</u>での<u>奨学金や進学のための資金計画の</u> <u>説明会</u>などに是非ご活用ください。
- ・派遣料は無料です。

### 「奨学金等進学資金ガイダンス」内容

①全体説明 (50~90分程度)

- ・大学等への進学のための資金計画の説明
- ・奨学金事業の概略の説明 など

②個別相談 (30~90分程度 希望がある場合)

・資金計画の作成への助言 など



※奨学金申込みの事務手続き・推薦事務に係る説明については、ガイダンス内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。 ※ガイダンス開催予定日の1ヶ月前までにお申込みください。



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html

スカラシップ・アドバイザー 検索



# 新制度の周知にあたっての大学等の皆様方へのお願い

各大学等の皆様方のご理解・ご協力により、新制度については、多くの学生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす学生等が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

# ポイント① 9月より令和2年度2回目の在学採用を実施しています。

この場合、令和2年6月に確定した<u>市町村民税情報に基づき、家計の経済状況に関する基準を満たすかどうかの判定を行います</u>。 したがって、それまで要件を満たしていなかった方でも、支援の対象となる可能性があります。(支援は10月分から開始しま す。)

# ポイント② 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

無利子貸与奨学金との併給に制限がかかることにより手元に入る現金が減ることを理由に、本制度への申込みを避けるケースもあると伺っています。このような方には、ほとんどの場合、授業料等減免と給付型奨学金との支援を併せて受けることにより、全体としては今までより大きな支援を受けられることを理解いただくことが大切であると考えています。

# ポイント③ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを!

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、<u>文部科学省と日本学生支援機構におい</u>て次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただくようご案内ください。

文部科学省 特設ホームページ

「学びたい気持ちを応援します」 (制度全体の概要をご案内しています。)



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター 「**給付奨学金シミュレーション**」 (自身が対象となるかなどを大まかに調べられます。)





2020年4月から新制度がスタートしています!

対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容

授業料・入学金の **免除/減額** 

+

給付型奨学金の

支 給

申請期間

2020年9月以降(学校ごとに異なります)

- ○4月に申し込めなかった人、または認定を受けられなかった人でも9月以降に申し込めます!
- ○収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくても支援の対象となる可能性があります。 (世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決定 ※ 学業成績・学修意欲等に関する要件も満たす必要があります。)
- ○特に、以下のような人も、支援対象となり得るので、制度について調べてみましょう!
  - ・貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人 ⇒ 新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります
  - ・今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人 ⇒ 支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう

### くわしい情報はこちら

文部科学省 特設HP



「学びたい気持ちを応援します」

(制度全体の概要を確認できます。)

日本学生支援機構 進学資金シミュレーター



「給付奨学金シミュレーション」 (自身が対象となるかなどを 大まかに調べられます。)

### 支援内容や手続きなどの相談窓口

- ○日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話:0570-666-301(月~金.9:00~20:00)
  - \*土日祝日、年末年始を除く。通話料がかかります。
  - \*給付型奨学金のほか、貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- ○各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口 申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は、 在学中の学校の学生課や奨学金窓口に相談してみましょう。

# 新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生等への緊急対応措置 ー学生の"学びの支援"緊急パッケージー

趣 님

- ①意欲ある若者が経済的理由により大学等の進学や修学を断念することがないよう、後押しします。
- ②アルバイト代の減収、家計の急変により学業継続が困難となった学生を緊急支援します。
- ③貸与型奨学金の返還困難者への負担軽減策を拡充します。

進学時

在学時

安心の返還メニュー!〜負担軽減策の拡充〜

# 進学・修学をあきらめない! ~多様なメニューで後押し~

### アルバイト代減収への緊急支援

対象43万人

R2予備費 531億円

- ◆「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』※7月末締切
- ・家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学 生等に対して、10万円 (うち非課税世帯の場合20万円) を支給。
- ・対象者の手元に速やかに給付金が届く、スピード重視の制度設計。
- ◆ 緊急特別無利子貸与型奨学金の創設 ※7月末締切
- ・ アルバイト収入の大幅減少により修学の継続が困難になっている学生等が緊急的に新た に有利子奨学金の貸与を希望する場合、利子を国が補填(実質無利子化)

### 家計急変世帯への緊急対応 (※家計急変後の所得見込みで判定)

◆ 高等教育の修学支援新制度

家計急変にも対応できるよう運用拡充。更に、当分の間、申請日の属する月から支給開始で きるよう運用改善(随時、申請を受付)

◆ 緊急授業料等減免

家計急変により、授業料等の支払いが困難となった学生等に対し 各大学等が実施する授業料等減免を支援。

1号補正

2号補正

7億円 153億円。

### 高等教育の修学支援新制度

対象51万人

R2予算 5,274億円

◆ 真に支援が必要な低所得世帯(年収380万円未満(4人家族モデルケース))を対象として、 授業料等減免と給付型奨学金により支援 (令和2年4月開始)

※秋募集は10月末締切 (家計急変の場合は随時申込可能)

### 貸与型奨学金

対象135万人

R2事業費 1兆441億円

- ◆ より幅広い世帯を対象として貸与型奨学金により支援 【4人世帯・私大・自宅通学の場合】
- ※有利子の秋募集は10月末締切 (家計急変の場合は随時申込可能)
- ・無利子奨学金:目安年収~約800万円 ・有利子奨学金:目安年収~約1,100万

# 迈澴時

### 坂環期限猶予制度の充実

(※減収・失業などで経済困難となり、返還困難 な状況となった場合通算10年まで猶予)

- ◆ 返還期限猶予の臨時対応 当分の間、申請書のみの提出で迅速に振替を停止 (通常、申請書+証明書を提出していたところ、 証明書は後日提出で可とする)
- ◆ 猶予10年超の者に対する猶予特例(1年延長) 猶予制度(経済困難)を上限まで利用した方が、 厳しい経済状況に置かれる状況を救済するため、 当分の間、特例として上限を1年延長

### 社会全体で学生を支える! ~社会参加型寄附の活用~

### 新型コロナ感染症対策緊急寄附金

(※日本学生支援機構への寄附呼びかけ)

- ◆ 今回の感染症により、苦しい環境に置かれる学生等を 支援するため、民間企業や個人に対して、寄附を募る。
- ◆ 上記寄附を原資として、困難な学生等への支援を実施。

### 政府全体で支援! ~各省庁の支援メニュー~

- ◆ 特別定額給付金【総務省】
- ◆ 緊急小口資金等の特例貸付【厚生労働省】
- ◆ 雇用調整助成金の特例措置【厚生労働省】
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 【厚牛労働省】

(参考) 地方創生臨時交付金【内閣府】

- ◆上記支援に係る各大学等の相談窓口の整備・一本化を併せて促進。
- ◆学生等や保護者の方に奨学金制度を正しく理解し、安心して利用いただけるよう、「スカラシップアドバイザー」のオンライン版ガイダンスを配信。

# 家計が急変した学生等への支援について

### (高等教育の修学支援新制度 ~授業料等減免・給付型奨学金~)

趣旨

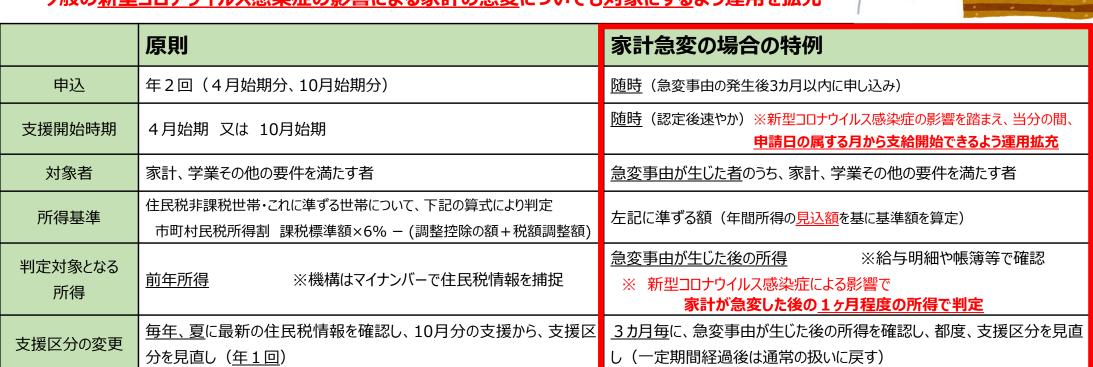
高等教育の修学支援新制度(授業料等減免+給付型奨学金)は、<u>住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援</u>。 住民税は、前年所得をもとに算定されているが、<u>予期できない事由により家計が急変</u>し、<u>急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊</u> 急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由) 生計維持者(学生の父母等)の<u>死亡</u>、<u>事故・病気</u>(による就労困難)、 失職(※)、<u>災害等やむを得ない事由</u>

(※) 失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。

→ この「やむを得ない事由」の中に、
会般の新刑コロナウイルス感染症の影響による

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充



### 支援額 (例)

	授業料等減	<b>ē</b>	給付型奨学金		
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生	
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円	
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円	

※左記は住民税非課税世帯の場合。 準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞ れ支援額が異なる。 予算 令和2年度予算額

4,882億円

授業料等減免 2,528億円<sup>※</sup> 給付型奨学金 2,354億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額

5,274億円45

# 家計が急変した学生等への支援について(貸与型奨学金)

〇 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。(平成11年度創設)

	緊急採用(無利子)奨学金	応急採用(有利子)奨学金
対象学校種	大学・短大、大学院(修士課程・博士課程)、 高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院(修士課程・博士課程)、 高等専門学校(4・5年生)、専修学校専門課程の学生・生徒
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者
家計基準	家計急変(失職、災害等)後の年間所得見込額で基準を満た すかどうか判定	家計急変(失職、災害等)後の年間所得見込額で基準を満た すかどうか判定
	(基準)一定年収( <b>700~1,290</b> 万円 <b>※</b> )以下 <b>※</b> 子ども1人~3人世帯の場合	(基準)一定年収( <b>870~1,670</b> 万円 <b>※</b> )以下 <b>※</b> 子ども1人~3人世帯の場合
採用時期	随時	随時
貸与月額	通常の第一種奨学金(無利子)と同額	通常の第二種奨学金(有利子)と同額

貸与月額

※貸与月額は学生等が選択(下表の通り上限額あり)

		大	学		短期大学·高	等専門学校(4-	5年生)·専修学	校(専門課程)
	国组	立2	私	立	国生	立	私	立
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他				50,000円				50,000円
の月額		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

### 第二種奨学金(有利子)

2万円~12万円(1万円単位)

※ 私立大学 医·歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可 ※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

(参考) 【第二種奨学金 貸与利率(令和2年3月現在)】

・利率見直し方式: 0.002%・利率固定方式: 0.070%

<sup>※</sup> 家計収入(年額)が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。

<sup>※ 2020</sup>年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。

# 学生の経済的支援等に関する大学等への周知・要請

# 授業料の納付猶予・減免等に関すること

- 〇新型コロナウイルス感染症の影響等により、学生等の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、入学金、施設整備費等の学 納金の納付が困難となった者等に対しては、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、分納、免除及び減額に 関する制度等も踏まえて、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな御配慮をいただくよう、・・・(略)お願いします。
- ○授業料等を期限までに納入できなかった学生等に対しても、まずは、個々の事情を聴き取りながら修学継続に向けた相談に応じるな ど、経済的に困難な学生等に対するきめ細かな配慮を行い、やむを得ない事情のある学生等に不利益が生じることのないよう適切な 対応をお願いします。
- ※各大学等が独自に行う家計急変を事由とする授業料減免に対する支援について、令和2年度1次補正予算及び2次補正予算案に計上

# 奨学金等に関すること

- ○高等教育の修学支援新制度及び独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金において、新型コロナウイルス感染症の影響 で家計が急変した学生等については、家計急変後の所得見込みで判定を行い、災害時と同様の考え方等で、要件を満たす世帯の 学生等を支援することとしており、家計急変に該当しない方についても、現在、在学採用の申込を、6月下旬まで受け付けているとこ ろ・・・(略)
- ※修学支援新制度等のほか、関係省庁の制度を含め、困難な状況におかれている学生等が利用可能な制度について周知

# 周知・相談体制に関すること

○支援を必要としている学生一人一人に確実に情報が行き渡るよう. 適切に周知をしていただくとともに. 学生等からの相談に対しても. 例えば問い合わせ窓口を一本化する等、困難や不安を抱える学生等の目線に立ち、電話やメール等での相談にも、確実に対応がで きる体制をとり、柔軟かつきめ細かな対応をいただくようお願いします。特に、修学支援関係の相談については、総合的に案内できる窓 口を設置するとともに、その連絡先について、学生等に確実に周知を行うようお願いします。

困難を抱える学生等の支援のため、 上記について繰り返し周知・要請

- ✓ 令和2年度における大学等の授業の開始等について(3月24日付通知)
- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について

(4月17日付通知)

- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等について(4月30日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等に関する「学生の"学びの支援"緊急パッケー ジ」の公表及び相談対応等における留意点について(5月29日付事務連絡)
- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインについて(6月5日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等における留意点について

などにより周知』 (6月26日付事務連絡)

# 学生の周知・相談体制に関する大学等への周知・要請

# 周知・相談体制に関すること

- ○支援を必要としている学生一人一人に確実に情報が行き渡るよう、適切に 周知をしていただくともに、学生等からの相談に対しても、例えば問い合わ 世窓口を一本化する等、困難や不安を抱える学生等の目線に立ち、電話 やメール等での相談にも、確実に対応ができる体制をとり、柔軟かつきめ細か な対応をいただくようお願いします。
- ○新型コロナウイルス感染症の影響により、授業料等を期限までに納入できなかった学生等に対しても、まずは、個々の事情を聴き取りながら修学継続に向けた相談に応じるなど、経済的困窮などやむを得ない事情のある学生等に不利益が生じることのないよう適切かつきめ細かな対応をお願いします。
- 〇退学を検討している学生等への対応にあたっては、お示しする経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト(例)も参考として、各大学等において、学生等の立場に立った対応方針を再度検討し、学生等から相談を受けた際には、各大学等や自治体における独自の取組も踏まえながら、丁寧かつ親身な対応をお願いします。くれぐれも、経済的理由によりやむを得ず授業料等の期限までの納入が困難となっている学生等を即座に除籍とする等の不適切な対応を行うことがないようにしてください。
- ○新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、不安を抱えている学生等も出てきているところ、<u>電話やメール等を活用し、より学生から相談しやすい体制を構築するとともに、新型コロナウイルス感染症により、新入生をはじめ学生生活に不安を抱えている学生の把握に努め、カウンセラーや医師等の専門家とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応を行ってください。</u>
- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について(4月17日付 通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等について(4月30日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等に関する「学生の"学びの支援"緊急パッケージ」の公表及び相談対応等における留意点について(5月29日付事務連絡)
- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインについて(6月5日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等における留意点について(6月26日付事務連絡) などにより周知

経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト(例)

I 退学検討の理由を確認し、修学継続に向けた丁寧な相談対応をしましたか?

Ⅱ 退学検討の理由が経済的困難である場合、以下の支援制度等に該当する学生等である可能性(詳細は別添2参照)があります。これらの支援制度等について十分に案内の上、申請等に関する意向確認を丁寧に行いましたか?

主な該当者	主な支援策
低所得世帯の学生等	<ul><li>□ 高等教育の修学支援新制度・貸与型奨学金等</li><li>□ 生活福祉資金貸付制度のうち緊急小口資金等の特例教育支援資金等</li></ul>
低所得世帯以外の学生等	<ul><li>□ 日本学生支援機構の貸与型奨学金</li><li>□ 日本政策金融公庫の国の教育ローン</li></ul>
家計が急変した学生等	<ul><li>□ 高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金の家計急変対応</li><li>※前年度の予約採用時に採用されなかった場合でも、家計急変後の収入により対象となる可能性あり</li><li>□ 各大学独自の授業料等減免等</li></ul>
家庭から自立してアルバイト 収入により学費を賄っている アルバイト収入滅の学生等	□「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』 □日本学生支援機構の貸与型奨学金 ※通常枠に加え緊急特別無利子貸与型奨学金も検討 □生活福祉資金貸付制度等 ※アルバイト学生も対象労働者として、事業主が休業手当を支 払った場合は、事業主に対して雇用調整助成金を支給
家庭内暴力(DV)で避難している者や児童養護施設等から通学している者等父母等から支援を受けられない学生等	□上記支援等 ※(高等教育の修学支援新制度を含め)各種制度等において、 状況により、独立生計と認められる場合あり
返還に不安があり貸与型奨 学金等の利用を躊躇してい る学生等	※日本学生支援機構の貸与型奨学金では、返還困難者向けの支援制度(返還期限猶予・減額返還)や、所得連動型返還方式の選択が可能 ※生活福祉資金貸付金のうち緊急小口資金等の特例貸付では、 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の 償還を免除

※本チェックリストは基本的な確認事項についてまとめた例であり、実際の運用に当たっては、各大学等の実情に合わせて、また、各大学等や自治体における独自の取組も踏まえながら、適切に御対応ください。

困難を抱える学生等の支援のため、 上記について繰り返し周知・要請

# 返還困難者への救済措置について

### 減額返還制度

(平成23年1月導入)

○経済的理由により返還困難となっている者のうち、当初の割賦金額を 減額すれば返還可能となる者について、一定の要件(収入金額325万 円以下など)を満たすことで、一定期間、当初割賦金額を2分の1ある いは3分の1に減額し、返還期間を延長することにより、返還者の負担 軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図る。

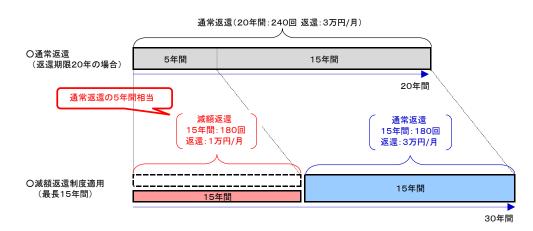
### 返還期限猶予制度

〇在学猶予

大学、大学院等に在学中(外国の学校も含む)は、在学届等の提出によって返還期限を猶予される。(通算10年が限度)

〇一般猶予

右表の事由に該当し返還が困難な場合は、願い出により返還期限を 猶予される。返還期限猶予の事由及び猶予の期間等は右表のとおりである。



猶予の事由	猶予の期間	
災害 ※1	その事由が続いている期間中、1年ごとに	
病気中	願い出る。	
生活保護	※1 災害は、原則として災害の発生から5   年以内に限る。	
入学準備 ※2	その事由が続いている期間中、1年毎に	
経済困難(年収300万円以下	願い出る。通算して10年が限度。	
、給与所得者以外は200万円 以下)・失業中等	※2 卒業後1年以内に限る。	

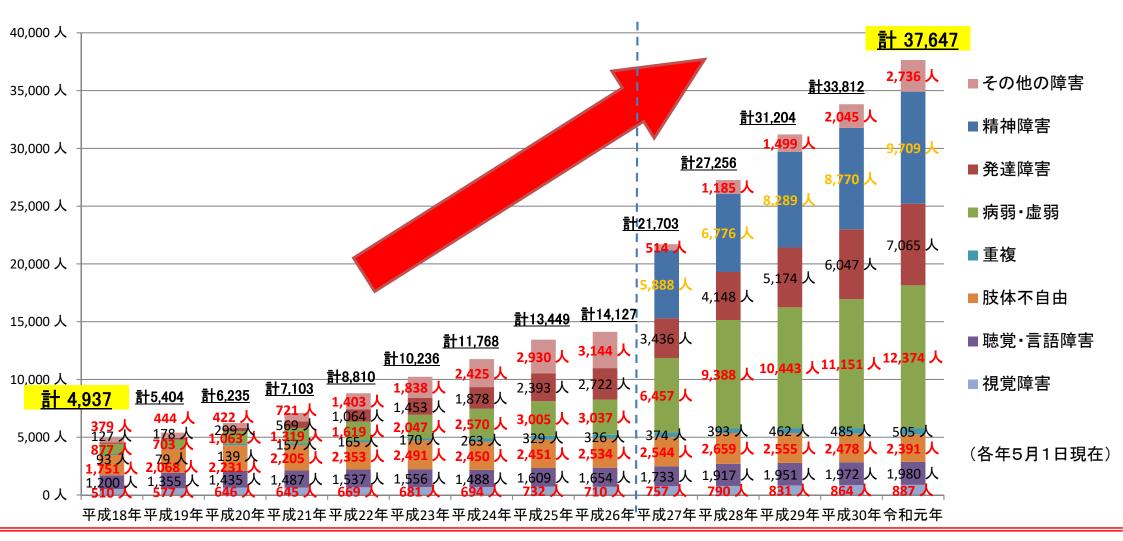
### 返還免除制度

- 〇死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除
  - ・奨学生が死亡又は心身の障害により、返還不能になったときは返還未済額の全部又は一部を願い出によって免除する。(無利子・有利子の全奨学生対象)
- 〇特に優れた業績による返還免除 (平成16年4月以降の採用者より適用)
  - ・大学院において無利子貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了時において、 全部又は一部の返還を免除する。
  - ・大学院博士課程に進学し、奨学生として採用される段階で、返還免除者を内定できる制度を導入。(平成27年度)

【障害学生支援】

# 障害のある学生の在籍者数

出典:令和元年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構)



- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性 新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。
- ※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。(平成24年度から「その他」の内訳を調査(平成26年度の 「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人))
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

# 障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 〇 平成19年 9月 条約に日本署名(賛同)
- 〇 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」の取りまとめ → 取り組むべき事項及び取り組む際の観点を整理
- 〇 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」) の公布
  - 9月「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 〇 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
  - 10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
  - 11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業 分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行
- 〇 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」の取りま
  - とめ → 取組の具体的な進め方と留意事項を整理
- 〇 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定

# 障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

- ●平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- ●こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。(第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。)
  http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm 』
  http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm 』

### 第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

### 検討の対象範囲

- ●第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- ●加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生 の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)

### 差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

### (1)基本的な考え方

- ●「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当 かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- ●「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

### 具体的な内容

### (2)大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルールの作成・公表)、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

### (3)合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような 視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話 (学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目 的・内容・評価の本質部分は変えない)、④決定内容のモニタリング

### (4)紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

### 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

### (1)教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法 の調整やアクセシビリティを確保する。

### (2)初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

### (3)大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

### (4)大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやホランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

### (5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

### (6)研修•理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。

### (7)情報公開:

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

### 社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

### 【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援 53

# 障害者基本計画(第4次(H30~R4))

# 平成30年 3月 閣議決定

- Ⅲ 分野別施策の基本的方向 9. 教育の振興
  - (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- > 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、<u>授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。</u>
- > 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一 や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進 する。
- ▶ 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する<u>学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表する</u>ことを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。
- ▶ 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。
- » 障害のある学生の支援について<u>理解促進・普及啓発</u>を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、<u>教職員</u> <u>に対する研修等の充実</u>を図る。
- > 大学入試センター試験において実施されている<u>障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用</u> <u>等により、より柔軟な対応に努める</u>とともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- » 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- > 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実 績等に関する大学等の情報公開を促進する。

### 「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」(抜粋)(平成28年6月、国連に提出)

- 164. ・・・高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。
- > 基本計画の実施状況は、障害者政策委員会が監視、国連に報告される

# 障害者基本計画(第4次(H30~R4))

# 障害者基本計画 関連成果目標

9. 教育の振興(高等教育部分の抜粋)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和4年度)
障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施して いる大学等の割合	85. 3%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施してい る大学等の割合	68. 0%	おおむね100%
障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対 応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	59. 5%	100%
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	95. 2%	100%
紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割 合	46. 8%	100%
ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	50. 8%	100%
ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や 支援事例等を周知している大学等の割合	21. 1%	100%
障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支 援を実施している大学等の割合	20. 1%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提 供を実施している大学等の割合	21. 8%	おおむね100%
入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学 等の割合	84. 2%	おおむね100%

# 大学等への支援

# 財政支援

- ○国立大学法人運営費交付金
- ○私立大学等経常費補助金(一般補助)
- ○障害のある学生の修学・就職支援促進事業

### 日本学生支援機構による支援

- 1. 「教職員のための障害学生修学支援ガイド」、「合理的配慮ハンドブック」
- 2.「障害のある学生への支援・配慮事例」
- 3.「障害学生実務者育成研修会」の実施
- 4.「障害学生支援理解・啓発セミナー」の実施
- 5. 「専門テーマ別セミナー」の実施
- 6. 「大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」
- 7. 「障害者差別解消法」施行に伴う障害のある学生に関する紛争の防止、解決等事例集
- ○「障害学生修学支援ネットワーク事業」

障害学生に対する先進的な支援を行っている大学を拠点校(9校※)とし、日本学生支援機構と協力して セミナーや他大学からの相談受付を実施

※札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学

# (独)日本学生支援機構による取組

### 1. 大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

- ・すべての大学等(大学・短大・高専)を対象に、毎年度、障害学生の状況や支援の取組状況について調査を実施
- ・調査結果を公表し、各大学等における修学支援の充実のための基礎データとして活用

### 2. 障害学生支援理解・啓発セミナー

- ・障害学生が在籍していない、あるいは思うように取組が進まない大学等を対象に、合理的配慮等の基本的事項の理解啓発を行うセミナー
- ・令和元年度 全2回 計287名参加(初めてオンライン配信し、外55名が視聴)

### 3. 障害学生支援専門テーマ別セミナー

- ・発達障害学生への支援、地域連携体制構築、高等学校との支援接続等、特に対応の必要性が高い専門性のある支援等についてのセミナー
- ·令和元年度 全3回 計556名参加

### 4. 障害学生支援実務者育成研修会

- ・講義・演習形式のカリキュラムにより、障害学生支援実務者を育成する研修会
- ·令和元年度 基礎編-計283名参加 応用編-63名参加

### 5. ハンドブックや事例集などの作成

(1) 合理的配慮ハンドブック

障害学生支援の基本的考え方や関係法令をわかりやすい平易な言葉で解説(平成29年度作成・公表/平成30年度市販)

- (2) 教職員のための障害学生修学支援ガイド
  - **適害種別ごとに、学生が抱える困難さや、それに対して具体的にどのような支援に取り組めばよいかを解説** (平成26年度改訂・公表)
- (3) 障害のある学生への支援・配慮事例 大学等において、人的・物的資源など様々な制約がある中で工夫された支援・配慮事例を計188件紹介 (平成27年度作成:公表)
- (4) 障害のある学生に関する紛争の防止、解決事例集

障害のある学生と大学等との間での紛争の防止や解決につながる対応や取組の事例集。

毎年大学等から事例を提供いただき、有識者による分析を経て、公表。

平成30年度に発生した事例は令和元年度に計65件公表。

「こんなときどうする?障害学生支援部署の役割」(ウェブコラム)の連載(令和元年度作成・公表)





合理的配慮

ハンドブック



### 背景·課題

- 大学等に在籍する**障害のある学生数は約3.8万人**※1であり、**平成22年から令和元年の10年間で約4.3倍に増加**。
- 一方、障害学生支援の<u>専門部署を置いている大学等は全体の22.2%</u> \*1、<u>専任の担当者を配置している大学等は19.5%</u> \*1であり、障害のある学生のさらなる受入れに際して、一層 の**体制整備や支援人材の養成等が必要**。
- これらの課題を解決するには、各大学等が単独で取り組むだけでは限界。
- 「障害者基本計画(第4次)」(平成30年3月閣議決定)においても、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進することが求められているものの、大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等は45.6% \*\*1にとどまっている状況。

先進的な取組や知見を持つ複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、各大学等が 利用することにより、支援の充実を図っていく。

### 「文部科学省障害者活躍推進プラン⑦ 高等教育の学びの推進プラン』(令和2年7月策定)

障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することでき、多様な価値感や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現を目指す。

- ①大学間連携等による障害学生支援体制の強化、②障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開、
- ③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進、④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

### 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月閣議決定)

第3章「新たな日常」の実現

- 4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現
- (3) 社会的連帯や支え合いの醸成
  - ・・・・・<u>障害者の学びを推進する</u>ほか、障害者雇用の促進や、多様な障害特性に応じた職場定着支援、地域における障害者就労支援・・・・着実に推進する。

### 「障害者基本計画(第4次)」 (平成30年3月閣議決定)

大学等連携プラットフォーム

障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。

### 事業概要

### ①大学や学生等からの相談への対応

大学等からの支援体制の整備や支援方法についての相談や、合理的配慮の提供や支援内容等に関して困りごとを抱える学生等からの相談に対して、**専門的な助言や提案を行う**。

### ②地域における障害学生支援ネットワークの形成支援・連携

大学等連携プラットフォームへの参加大学等を増やすだけではなく、<u>地域における障害学生支援</u> ネットワークの形成支援や既存の障害学生支援ネットワークとの連携等を実施。

### ③好事例やロールモデルの収集・展開

各大学等で取組が進んでいないもの(情報公開、就職支援等)やコロナ禍における合理的配慮の提供等についての好事例を収集するとともに、各大学等へ展開。

さらに、就職後のイメージを確立できるようなロールモデルの事例を収集し、各大学等へ展開。

### ④効果的なピア・サポートの事例収集・展開

学生への「心のバリアフリー」を促進するため、学生が学生をサポートする「ピア・サポート」の効果的な実施方法等についての事例を収集・展開。

# 大学等連携プラットフォーム

地域の障害学生支援ネットワーク

大学等連携プラットフォーム

既存の障害学生

支援ネットワーク

### 【期待される効果】

- 既存の障害学生支援ネットワークを含め、組織的なアプローチによる障害のある学生を支援
- 障害学生支援の好事例や利用可能な学外リソース等を情報提供
- ピア・サポートの取組を推進することにより、学生への「心のバリアフリー」を促進

大学等連携プラットフォームを形成し、 組織的なアプローチにより、 各大学等の支援の充実を図る





# 【東京大学】障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業;

# PHED事業成果報告 2017年~2019年度

- ①障害学生支援スタンダード構築②キャリア移行・就労支援の連携構築
- ③障害のある学生 のエンパワメント

代表校:東京大学 連携校:筑波大学

富山大学 参加機関:

AHEAD JAPAN ACE <u>PEPNe</u>t—Japan

### 1. 障害学生支援スタンダード構築

障害学生支援のスタンダード構築として、8つのSIG(テーマ別専門部会)を立ち上げ、39名のメンバー(大学等17校、企業・団体13機関)が参加。各SIGでは、それぞれに専門的研修(CBI: Capacity Building Institute)の企画・実施、障害学生支援スタンダード(QI: Quality Indicator)の構築を進めた。専門委員全体が一同に集い議論するサミット(SIGサミット)も計 3 回開催した。

SIG ACCESS (アクセシビリティ)	SIG EP (防災)
学内パリアフリーの促進;合理的配慮;入試における配慮	災害等緊急時における障害学生支援; 大学内の防
提供)	災対策強化; 地域防災システムとの連携
SIG AT (支援技術)	SIG ET (就労移行)
支援機器の確保と準備; ICT活用修学・生活支; 援技術活	障害学生インターンの促進; 地域就労移行支援
用の促進	サービスの活用; 産学官の連携ネットワーク
SIG CSW (キャンパスソーシャルワーク) 学内コーディネートの在り方; 地域支援;サービスの活用; 学外連携	SIG LAW (法・制度) 障害者差別解消法など根拠法の遵守;合理的配慮提供に関する理解啓発; 障害による差別の根絶と法 的処置
SIG DG (根拠資料とアセスメント) 障害者手帳・診断書等の根拠となる資料やアセスメント の在り方;学内での取り扱いガイドラインの策定推進	SIG TS (テクニカルスタンダード) 教育の本質に関する再検討; 職務要件としての専 門的技術の在り方;学内外実習等における合理的配 慮の在り方

QIについてはこちらを参照: <a href="https://phed.jp/about/standard.html">https://phed.jp/about/standard.html</a> 専門的研修 (CBI)にともなうシンポジウム4回、ワークショップ6回、ウェビナー15 回、総計25回開催。CBI参加者は延べ2,636名、参加機関は高等教育機関168校。

### 2. キャリア移行支援・産学連携構築

産学官の連携体制を整え、障害学生のキャリア支援や就労移行・社会移行に必要な知見の共有を図った。SIG-ET(就労移行支援に関する専門部会)では大学におけるキャリア・就労支援のあり方についてのスタンダードをまとめ、QIとした。また、連携する団体等のキャリア支援やインターンシップの企画運営に協力したり、大学関係者への情報提供や企業との接続などを行ってきた。

<SIGによるネットワークの広がり>



図 I. 日本全国のPHED事業参加校・機関及び地域ネットワーク形成参加校・機関

lt .	13 機関	19 機関	延べ 123 機関
	団体3	団体3	团休 40
	企業0	企業1	企業 42
参加企業·団体登録	3機関	延べ4機関	延べ62機関
		高春0	原郷 1
		22立0	22位 6
		私立・短大7	私立·矩大 32
(3)合程授書部(3)		銀立8	国立 22
参加校登録	10校	延べ15校	延べ61校
	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度

<地域・エリアごとのネットワーク形成>

	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度
情報交換会	2117	延べちエリア	延べ8エリア
開催エリア	服本 H30/2/15	+札幌 H30/7/23~	+東京 R1/5/28~
(新規エリア)	福岡 H30/2/20	+長崎 H30/11/30~	+高知 R1/7/23~
		+富山 H31/2/28~	+福井 R1/9/5~
参加延べ人数	延べ45名	延べ119名	延べ249名
	假本 21 名	+札幌 16名	+東京 72名
	福岡 24名	+長崎 28名	+高知 24名
		+富山 30名	+福井 34名

### 3. 学生エンパワメント

エンパワメントについては、障害学生が参加し、自己決定とセルフ・アドボカシーについて議論することが主軸の一つとなっているDO-IT Japanとの連携による取り組みを積極的に行った。また障害学生や支援学生の相談やAT活用などを促進するため、H.C.R.国際福祉機器展、ATライブラリーなどの機会を通してATを体験・フィッティングする機会を設けたり、PHEDやSIGなどの専門家や同じ障害のある仲間との接続機会を設けた。実際に、PHEDなどの協力により、障害学生本人が勉強会や学生ネットワークを立ち上げるなど自主的な活動の実現につながった。









### その他の活動

- ATライブラリー:PHED事務局内に100点以上の機器およびソフト・アプリケーションなどを取りそろえ、ライブラリーとして展示や情報提供を行なった。開催回数:24回;参加者数:390名。また、支援機器の貸出も大学支援者・障害学生に行なった。
- 個別相談:個別相談はオンライン(zoom利用)、電話、メール、来訪および訪問の形式で行った。一度の相談内容には、何度もの連絡を取り合うこともあり、実際の件数よりも対応数は多い。件数:大学関係者251件、障害学生本人(大学生・大学院生)24件、障害のある児童生徒9件、一般学生(支援学生など)3件、保護者5件、その他の学校5件、企業18件、団体31件。
- PHEDメーリングリスト:情報発信や参加者とのコンタクトに使用するメーリングリストを作成した。 ML 登録者数延べ1.842件。
- 国際連携:国際連携促進のため海外視察に参加し、高等教育と就労移行に関するシンポジウム、IDIS2020国際シンポジウムを実施。

# 社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業(京都大学)\_事業成果

### 【成果の概要】

各機関間に生じた障害学生支援に対する温度差の是正の実現に向け、東京大学プラットフォーム事業および本事業連携校の広島大学とともに役割分担を明確にしながら以下の3つの取り組みを中心に事業を進めた。

### <相談事業>

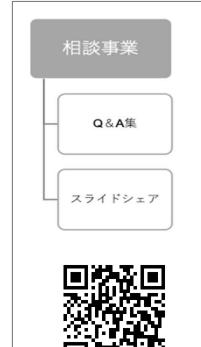
全国の高等教育機関、高等学校、都道府県市町村教育委員会主催の研修会等への講師派遣を通じた体制強化策の提示、啓発、そして困難事例に関する相談に対し、実務者目線から即応策を示した。合理的配慮や体制整備等に関する相談窓口を開設し、相談対応を実施した。相談対応件数278件(記録がある正規対応分のみ)、講演講師は100機関以上で担当し、参加者のべ7000人以上が参加した。

### <ネットワーク形成事業>

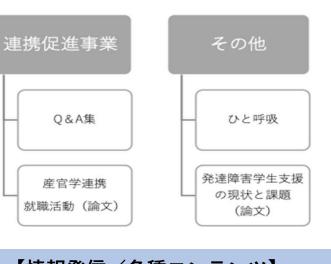
関西地区、東海地区、九州沖縄地区、中 国四国地区、北海道地区における障害学生 支援に関する地域ネットワークの運営助言 等を通じ、地域大学間協力体制の強化を 行った。公立大学、短期大学、高等専門学 校、通信制大学等の設置種別に応じた研修 支援および検討会等を実施し、ネットワー ク形成支援を実施した。支援機器の展示、 リソースシェアプログラムを実施した。

### <連携促進事業>

中等教育段階からの接続 (高大接続)に関する取り 組みを実施した。大阪府、 京都府、愛知県、岐阜県を はじめとした自治体や地域 社会資源との連携による社 会移行支援のモデル形成事 業を実施した。









### 【情報発信/各種コンテンツ】

ウェブサイト (https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/platform/) にて、①事業概要、②事業報告、③成果物、④事業履歴を公開。

→ 利活用しやすい成果報告として「Final Report」を作成・公開。

# 筑波大学 ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター

多様な

Neuro-

発達特性

Diversity

多様な発達特性を有する学生に対する支援人材教育拠点【教育関係共同利用拠点H30~H32】



○大学等で発達障害など"見えない" 障害のある学生が増加

- ○平成28年度 障害者差別解消法施行 によるコンプライアンスの要請
- ○大学教職員は発達障害学生への 合理的配慮の提供や学生対応において 試行錯誤している現状
- ○障害の境界が不明瞭で対応に苦慮

○発達障害は定型発達からの 連続体(スペクトラム)

- ○学生の多様な発達特性を 考慮した授業設計や学生対応 に関する知識・技術が必要
- ○管理職を中心に 組織的対応に関する 知識・技術が必要

### 筑波大学

ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター (DACセンター)

- ●国内最大規模の「障害科学」専門家集団を有する組織体制
- ●日本学生支援機構(JASSO)拠点校としての対応実績
- ●発達障害学生支援(RADD)プロジェクトの実践・研究実績



### 発達障害学生支援に関する FD/SD研修会の開催

●講義+実技形式での知識・技術の獲得

発達障害学生に有効な支援技術体験 アセスメントの実技講習にも対応

●オンサイト+ウェビナー型研修会

発達障害学生支援に関する 相談対応



●リアルな支援実践に基づく相談対応

支援実践経験を有するスタッフが、 他大学の教職員からの相談に個別対応

●相談ネットワーク構築

ウェブによる遠隔相談にも対応 気軽に相談できるネットワークを構築

- 遠方からの参加も可能な
  - ウェブベースの研修会を企画
- ●専門テーマ別研修プログラム

学習支援、ICT利活用、キャリア教育 などの専門研修プログラムの立案

●各大学の体制整備に貢献

各大学への講師派遣により コンセンサスの取れた体制整備へ

発達障害学生支援に関する 講習会への講師依頼対応 ●支援情報データベースの整備

発達障害傾向の学生に有効な 支援情報データベースを整備

●各大学の学生への間接的な支援

各大学に在籍する学生を対象に 支援情報配信による自助スキルの向上

> 発達障害学生支援に有効な データベース構築と配信





教育関係共同利用拠点



FD/SD研修 i 相談対応



全国の大学教職員に対する FD/SD研修や相談対応により 発達障害(特性) に関する 各大学教職員の知識・技術を向上 各大学で使えるリソースとして 支援情報データベースを提供









各大学教職員が研修等で 身につけた知識・技術をもとに 支援情報データベースを活用して 各大学の学生支援の質を向上







# 障害のある学生支援に関するネットワーク①(PEPNet-Japan)

### PEPNet-Japanとは

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan: The Post Secondary Education Programs Network of Japan)は、筑波技術大学の呼びかけにより、平成16 年10 月に結成された高等教育機関間のネットワーク。

全国の各高等教育機関における聴覚障害学生支援体制の確立および全国的な支援ネットワークの形成に寄与することを目的としている。障害学生支援に関わる他の機関とも連携しながら、聴覚障害学生支援に関わる活動を通して、障害学生支援全体の発展を目指した活動を行っている。

# 活動内容

■ 聴覚障害学生支援に関わる情報提供と相談対応

PEPNet-Japanのネットワークを活かし、聴覚障害学生への合理的配慮の提供や、学内の支援体制構築などに関する情報や助言を提供。 (例)実習での支援方法の助言、FD/SD研修の講師派遣、他大学の支援体制の事例紹介。

- 聴覚障害学生支援MAP(PEPなび)の運営
  - 全国の高等教育機関における聴覚障害学生支援の情報を掲載するデータベースで、各大学の支援状況や事例を共有。
- 大学全体の支援体制引き上げ
  - 全国の大学で、より高いスタンダードでの合理的配慮の提供がなされていくよう、基盤の構築を図っている。
  - 正会員大学・機関間の情報交換会の開催や、正会員大学・機関のリードによる各地域の情報交換会等の開催促進。
- 日本聴覚障害学生支援高等教育支援シンポジウム
  - PEPNet-Japanの活動成果を広く発信するとともに、全国の大学の支援実践について情報交換をすることを目的に、毎年1回シンポジウムを開催。
- 各種教材の作成・配布
  - DVDシリーズ「Access! 聴覚障害学生支援」をはじめとする多様な教材を作成し、全国の大学・機関関係者に広く配布。
- Webによる情報発信、Twitterアカウントの運用
  - 作成した教材をはじめ、聴覚障害学生支援に関わる多彩な情報をウェブサイトやTwitterで発信。

### 【オンライン授業での情報保障に関するコンテンツ集】

オンライン授業を行う際に活用可能な聴覚障害学生支援に関わるコンテンツを紹介。

収録された授業映像や動画教材に字幕を付ける方法、リアルタイム配信の授業で離れた場所からパソコンテイクを行う方法等を掲載。



正会員大学・機関(32):障害学生支援の体制を有し聴覚障害学生支援の実績のある大学、または聴覚障害学生支援を主たる活動目的とし、

大学の支援体制構築に貢献した実績のある機関。

**準会員大学・機関(52)**: 聴覚障害学生支援の情報を得たい、あるいは聴覚障害学生支援に関心のある大学、大学内の組織、または機関。

個人会員(209) : 聴覚障害学生支援の情報を得たい、あるいは聴覚障害学生支援に関心のある個人。

(参考URL: http://www.pepnet-j.org/web/を基に文部科学省で作成)

# 障害のある学生支援に関するネットワーク②(AHEAD JAPAN)

### AHAED JAPANとは

一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会(「AHEAD JAPAN」)は平成26年10月に設立され、障害のある学生支援 に関する知識や経験を持ち寄り蓄積する全国大会の開催を中心に、高等教育機関における障害のある学生支援の知識や経 験の蓄積と共有を推進している。

令和元年6月12日現在、法人正会員は92法人、第一種個人正会員(障害学生支援室やセンターなどの単位での会員となっ ているもの)は8法人。

### 事業内容

- 大学における障害学生支援に関する実践・研究集会の開催
- 大学間の障害学生支援に関する連携・協力・研修事業
- 大学における障害学生支援に関する国内国外の資料及び情報の収集・提供
- 大学における障害学生支援に関する調査・研究
- 大学における障害学生支援に関する機関誌、書籍、報告書等の刊行
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 活 動 例

【全国高等教育障害学生支援協議会(AHEAD JAPAN)第5回大会】(令和元年6月28~30日開催、国立オリンピック記念青少年総合センター) セミナー・シンポジウムのテーマ

- 「障害学生支援におけるマネジメントと学内連携に関するセミナー」
- 「障害のある生徒の高校から大学への移行を支援する」

### 分科会のテーマ

- 「大学における障害学生支援コーディネーターの役割とは何か」
- ・「高専における障害学生支援の現状と課題」
- 「障害学生の留学受け入れおよび送り出しに関する現状と課題」
- ・「公立大学における障害学生支援の現状と課題」
- 「大学等における重度障害学生の生活支援のあり方を考える」
- 「発達障害学生に対する就職活動支援 一大学の支援者ができること」
- 「障害学生支援と災害時対応をめぐる課題」
- 「教育の質保証とテクニカルスタンダードをめぐる諸課題について」
- 「メンタルヘルスと合理的配慮」
- 「図書館の障害者サービスにおける著作権法とテキストデータ提供について」

(参考URL: https://ahead-japan.org/about.htmlを基に文部科学省で作成) 63

# 新卒応援ハローワーク(特別支援チーム)による就職活動に 困難な課題を抱える学生等への就職支援

### 1 目 的

「就職面接で自分のことを理解してもらうのが難しいと感じている」、「コミュニケーション能力等に自信が無い」などの悩みを抱える学生を在学中から効果的・集中的に支援することを目的する。具体的には、学校等と労働局/ハローワークの連携を強化するために新卒応援ハローワーク内に専門スタッフによる特別支援チームを設置し、支援対象者の早期把握を図るとともに、特別支援チームが大学等に出張し就職支援から定着支援まで一貫した支援を行うこととする。

### 2 事業実施体制

### 大学等



キャリアセンター 学生相談室 等 担当者

### 支援内容

事業の周知、参加希望者の把握 特別支援チーム支援への誘導

### 就職支援協定締結

- ①事業実施計画
- ②個人情報の相互利用・守秘義務

### 連携・調整 【大学等へ訪問】

### 支援対象者①~③をすべて満たす方

- ①大学等に在籍している学生等
- ②「コミュニケーション能力等に自信が無い」などの悩みを抱えてお
- り、面接の不調等により、不採用が連続している者
- ③②を踏まえ一体的・総合的な支援が必要だと大学等の職員等が判断した方(ただし、本人が了承していること)

### 新卒応援ハローワーク



### 特別支援チーム

責任者(HW統括職業指導官等)

学卒ジョブサポーター(特別支援チーム担当)

公認心理師・臨床心理士(委嘱)

### 等

### 支援内容

インテーク面接、個別支援計画作成、同一の担当者によ

る相談、適職の選択、応募書類の作成指導、事業所見

- 学、模擬面接、対人技能向上トレーニング、職場定着支
- 援、心理的サポート

### 3 事業の特徴等

- 労働局等と大学等が一体となって支援を講じるために「就職支援協定」を締結【協定による効果 ⇒ 大学等内における組織的な事業の周知、支援対象者の拡大】
- 実施局の新卒応援ハローワークに、専門の「学卒ジョブサポーター(特別支援チーム担当)」を配置
- ○「特別支援チーム」を設置し、支援対象者一人に対して「個別支援計画」を作成し、学卒ジョブサポーターを中心に関係者がチームで支援
- 学生等へ心理的サポートを行うため、公認心理師・臨床心理士等の資格保持者を特別支援チームの構成員として委嘱
- 〇 職場定着支援等のフォローアップ支援の実施



### 4 実施労働局

令和2年度:15労働局 【北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、広島、福岡】

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)概要

### 目的(1条)

施行期日:令和元年6月28日

視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

### 基本理念(3条)

- ・アクセシブルな電子書籍等(デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等)が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍(点字図書・拡大図書等)が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

### 国・地方公共団体の責務(4条・5条)

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

### 基本的施策(9条~17条)

### ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等(9条)

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
- ・円滑な利用のための支援の充実
- ・点字図書館における取組の促進 など
- ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化(10条)
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク(サピエ図書館を想定)の運営への支援
- ・関係者間の連携強化 など
- ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条)
- ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
- ※特定書籍・特定電子書籍等:著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等

### ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条)

- ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
- ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など
- ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(13条)
- ・相談体制の整備 など
- ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援(14条)
- (7)情報通信技術の習得支援(15条)
- ・講習会・巡回指導の実施の推進 など
- ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等(16条)
- ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条)

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める<u>基本計画で具体化</u>(7条)、地方公共団体は<u>計画策定の努力義務</u>(8条) 政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け(6条)

### 協議の場等(18条)

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネット ワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】(読書バリアフリー基本計画)

### 本計画の位置付け

- ・視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、 読書バリアフリー法(7条)に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定(対象期間:令和2~令和6年度)。
- ・関係者による「協議の場」(18条)として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

### 基本的な方針

### 1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等(=音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等)について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき 障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍(=点字図書、拡大図書等)を提供するための取組を推進する。

### 2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

### 3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

### 施策の方向性

### 1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(9条関係)

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実

### 【障害学生支援担当部局等に係る事項】

- ・大学等の図書館と学内の障害学生支援担当部局等の関係部局との情報共有を促進し、 相互の連携を強化する。
- ・全国の大学等の障害学生支援を担う施設は、大学図書館に類する役割や機能を有する 施設であれば、著作権法施行令において視覚障害者等のための複製が認められる者と して位置付けられている。
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

### **2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(10条関係)**

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

### 3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条関係)

- ・サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等(=著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等)の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

### 4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条関係)

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討 の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

### 5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(13条関係)

・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

### 6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援(14条・15条 関係)

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等の I C T を用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

# 7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等(16条関係)

・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

### 8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条関係)

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

# 障害者の生涯学習の推進方策について(令和元年7月8日元文科教第237号通知)

- 〇障害者の生涯学習の推進に関して、平成30年2月に有識者会議を設置し、議論を行い、平成31年3月には報告書「障害者の生涯学習の推進方策について」をとりまとめたところ。
- 〇この報告書における提言を踏まえ、文部科学省における当面 の強化策をとりまとめている。

### 大学等に期待される取組

※学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告を踏まえ策定

「障害者の生涯学習の推進方策について(平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告)」を踏まえ、大学等には以下のような取組が期待される。

### (大学等が提供する公開講座等における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供)

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」(平成29年3月)において、障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処、各大学等が取り組むべき主要課題とその内容等について示していることを踏まえ、大学等においては、実施するオープンカレッジや公開講座等において、不当な差別的取扱いを行わないようにするとともに、合理的配慮を提供することが期待される。

### (知的障害者等の学びの場づくり)

大学等には、多様な学生の受入れを通じた教育研究の一層の高度化の観点からも、地域や社会への貢献の観点からも、特別支援学校等を卒業した後の障害者の学びの場としての役割を果たすことが求められている。これまで行ってきたオープンカレッジや公開講座、障害のある学生に対する支援を一層充実していくことが期待される。

特別支援学校等卒業後の組織的な継続教育の観点や、一旦就職した障害者が職業生活の充実や仕事のスキルアップのために学ぶ障害者のリカレント教育推進の観点からも、 大学等における知的障害者の学びの場づくりについて、諸外国の事例も参考に、国との連携も図りながら積極的な取組を検討していくことが期待される。

### 文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022 (概要)

### 1. 障害者の多様な学習活動の充実

- (1) 多様な学びの機会提供の促進
- 多様な学習プログラム、実施形態のモデルの開発・普及
- 放課後の学習に係る優良事例の収集・研究
- (2) 障害の特性を踏まえた学びの場づくり
- 視覚障害者等の読書環境の整備推進
- ・生涯学習における先端技術の活用方策に関する研究
- (3) 学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実
- 特別支援学校高等部学習指導要領及び解説における生涯学習に関する主な記載事項について周知
- (4) 学校卒業後の組織的な継続教育の検討
- <u>障害福祉サービス等における学び</u>に資する実態把握・分析。
   発信
- 大学等における知的障害者等の学びの場づくりに関する 実践的な研究

### 障害の有無にかかわらず 共に学ぶ場づくり

- 生涯学習における 合理的配慮に関する研究 の推進
- ・一般就労以外にも、ビアサ ポーターとして、あるいは 障害者と共に調査や研究を 行うインクルーシブリサー チを通じたまちづくりへの 参画など多様な社会参加の 在り方を提示

### 3. 障害に関する理解促進

- 学校における「<u>交流及び共同学習ガイド</u>」(H31.3 改訂)の活用促進,「<u>心のバリアフリー</u> <u>ノート</u>」の作成
- 「超福祉の学校」(障害者参加型フォーラム)の実施

### 4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

- 「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」の実施により、障害者の学びの場に携わる実践者 同士の交流・学び合いを進め、担い手を育成
- ・社会教育、特別支援教育、障害福祉の制度や仕組み、人的リソース等を理解した<u>中核的人材に</u> 期待される役割、身に付けるべき専門性等について研究
- 社会教育士の活用方策についても具体的に検討
- 社会教育主事講習や社会教育主事等の現職研修に「障害者の生涯学習支援」を位置づけ

### 5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

- ・個別の教育支援計画への「生涯学習」の位置づけや、同計画の適切な引継ぎの促進
- ・都道府県、市町村における、障害者の学びの場へのアクセスや情報保障、学びに関する相談支援 体制の確保促進
- 当面、以下の成果指標に基づき実態把握を行った上で継続的にフォローアップを実施
   ※ 成果指標は施策の進捗状況等を踏まえ、見直し
- <u>教育振興基本計画や障害者計画</u>等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置づけている都道府県・市町村の割合
- ② 障害者の学習機会に関する実態把握を行っている都道府県・市町村の割合
- ③ ホームページ等により、障害者の学習機会に関する情報提供を行う都道府県・市町村の割合
- ④ 生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の部局や関係機関・団体等による「障害者の生涯学習」に関する協議を行った都道府県・市町村の割合
- ⑤ 生涯にわたる学習とのつながりを見通した教育を行うことについて、学校運営に関する方針や 計画等に位置づけ、実施している特別支援学校の割合
- 「学びの場や学習プログラムが身近にある」と感じる障害者本人の割合の向上

【留学生支援事業】

# 留学生政策の基本方針

### <意義・目的>

### 日本人の海外留学

○ 将来の日本を担う若者が、国際的な舞台での競争に勝ち抜き、学術研究や文化・国際貢献の面でも世界で活躍できるようにするため、高等教育等における留学機会を拡充し、真のグローバル人材の育成することによって、経済・外交・エネルギー等の様々な分野における世界的な我が国のプレゼンス・影響力の向上に資する。

### 外国人留学生の受入れ

- 諸外国の人材育成や科学技術・学術の振興等に大きく寄与するとともに、我が国の大学等の国際化を促し、教育・研究力を向上させ、我が国の学術・文化を世界に広めることといった教育・研究面における重要な役割や諸外国との国際交流を図り、相互理解と友好親善を増進させる役割。
- 我が国で学んだ帰国留学生が我が国との人的ネットワークを形成し、両国・地域等間の政治、経済、学術、文化、スポーツに関する友好関係の強化・発展の架け橋となり、ひいては、我が国の安全保障にもつながるという外交上の大きな意義。
- こうした人材育成や諸外国との友好関係の構築を基礎として、我が国の企業の世界進出や貿易の促進等、我が国の経済発展に資する。

日本人の海外留学:大学生等 6万人 (2010年) → <u>12万人</u> (2022年度まで)

高校生 3万人 (2011年) → <u>6万人</u>

外国人留学生の受入れ: 14万人 (2012年) → 30万人 (2020年度まで)

### <新たな取り組み>

### 日本人の海外留学

- 留学促進キャンペーン「トビタテ!留学JAPAN」による若者の海外留学への機運醸成。
- 官民が協力した新たな海外留学支援の創設。 (国費による支援の拡充、民間資金を活用した海外留学支援制度「トビタテ!留学JAPAN日本代表プログラム」の創設)

### 外国人留学生の受入れ

- 諸外国の成長を我が国に取り込み、我が国の更なる発展を図るため、外国人留学生受入れの重点地域・重点分野を設定。当該重点地域等からの外国人留学生の戦略的な受入れを促進。
- 渡日前入学許可等による現地における積極的な外国人留学生の確保や留学コーディネーターの配置による海外拠点の強化。
- 奨学金の充実や、住環境・就職支援の充実等による受入れ環境支援の強化。

令和3年度概算要求·要望額:79億円 (前年度予算額:80億円)



### 海外留学促進キャンペーン「トビタテ!留学JAPAN」

- ・留学の魅力や方法について情報を提供することにより、日本全体で若者や日本の海外留学の機運を醸成する。
- ・政府だけではなく、官民協働のもと社会総掛かりで取り組む。
- ・2022年度までに日本人留学生倍増:大学生等6万人⇒12万人、高校生3万人⇒6万人 「意欲と能力のある全ての若者に、留学機会を」



# 大学等の海外留学支援制度(国費による支援) 78億円(79億円)

○学位取得を目指し、海外の大学院、学部に留学する日本人学生を 支援(大学院学位取得型、学部学位取得型)。

【大学院学位取得型:644百万円(252人)】

・奨学金月額:89千円、104千円、118千円、148千円※

・授業料支給上限額:2、500千円

【学部学位取得型:443百万円(160人)】

・奨学金月額:59千円、74千円、88千円、118千円※

・授業料支給上限額:2、500千円

- ○大学間交流協定等に基づき海外の高等教育機関へ短期留学する日本 人学生及び我が国の高等教育機関で受け入れる短期留学生を支援 (協定派遣型・受入型)。
- ○渡航費等初期経費も含めた支援等により留学の負担軽減を図る。

【協定派遣型:5、078百万円(20、050人)】

・奨学金月額:60千円、70千円、80千円、100千円※

・渡航支援金:256百万円(800人)

【協定受入型: 1、600百万円(5、000人)】

・奨学金月額:80千円

※派遣先の国・地域により奨学金月額が異なる

### 官民協働海外留学支援制度

### ~トビタテ!留学JAPAN日本代表プログラム~ (民間資金による支援)

- ○民間の協力を得て、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体 で集中的に支援するための官民が協力した新たな海外留学支援制度。
- ○産学官が連携した支援コースを設定し、留学の質の向上、留学の目的 明確化のため、事前・事後研修、留学中のプロジェクト、留学後の コミュニティを提供。
- ○プログラムの実施に要する経費は、民間資金を活用(目標:200億円)。
  - ・支援企業・団体:246社・団体 約118.3億円(令和2年1月22日現在)
  - ・派遣留学生の応募・選考結果第1期~第11期 5、116人の学生を採用し、順次海外留学開始第12期 514人(158校)

第13期 募集中止(募集期間:令和元年12月2日~令和2年2月28日)

・高校生コース 第1期〜第5期 2、685人の生徒を採用し、順次海外留学開始 ※この他に、地域人材コース高校生等枠として5名の高校生を採用

・地域人材コース(※採択された23地域事業のうち2地域は終了) 平成27・28年度 採択地域事業: 15地域事業

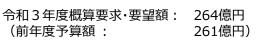
平成29年度 採択地域事業: 5地域事業(平成29年6月現在)平成30年度 採択地域事業: 3地域事業(平成29年12月現在)

### 日本人の海外留学促進事業 0.8億円(0.8億円)

○日本人の海外留学者数を大幅に増加させるため、大学等や民間企業等と連携して海外留学促進活動を行い、オールジャパンで若者の 海外留学の機運を醸成する。

# 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

(「留学生30万人計画」における文部科学省の主な取組)





### 留学生30万人計画

1. 日本留学への誘い

2. 入試・入学・入国の 入り口の改善

### 日本留学海外拠点連携推進事業

4.5億円(4.5億円)

リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の 実現を図る。

### 留学生受入れ促進プログラム

36.0億円(35.5億円)

我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、渡日前の予約採用等に重点化することにより、 現地における大学等の入学許可を促進し、優秀な外国人留学生を戦略的に確保する。 7、400人 ⇒ 7、491

3. 大学等の グローバル化の推進

・スーパーグローバル大学創成支援事業:33億円

大学の世界展開力強化事業:12億円

### 外国人留学生奨学金制度

227億円(227億円)

- 国費外国人留学生制度

184億円(11,408人)

・留学生受入れ促進プログラム

36.0億円(7、491人)【再掲】

※参考:海外留学支援制度(協定受入) 16億円(5、000人)

# 4. 受入れ環境づくり

外国政府派遣留学生の予備教育等

1.1億円(0.9億円)

STUDY in JAPAN

中国及びマレーシアの政府派遣留学生を受け入れるにあたり、現地へ教員を派遣し、日本語及び教科教育等 を支援。

### 留学生就職促進プログラム

3.7億円(3.7億円)

各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」「キャリア教育(日本 企業論等)」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、外国人留学生の我が国 での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高め、諸外国から我が国への留学生増加を図る。

5. 卒業・修了後の 社会の受入れの 推進

### (独)日本学生支援機構運営費交付金(留学生事業)

日本留学試験の着実な実施、留学生宿舎の運営、奨学金の支給等を実施。

### 63億円※要望額3億円含む。(59億円)

※留学生受入れ促進プログラムの金額を含む

#### 2019年6月11日 文 部 科 学 出入国在留管理庁

#### 留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針

- 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。
- 我が国での就労を目的とする留学生を安易に受入れることは、留学生本人の不利益につながるとともに、受入機関の教育活動・在籍管理・学校運営 への支障が生じる可能性がある。また、適正な留学目的で来日する留学生も含めた、留学生制度全体の信頼・信用の失墜につながる。
- このため、留学生の在籍管理の徹底について、政府・大学等が一体となって対策を講じることが必要

現状の課題

① 所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念される



#### 1. 正規・非正規・別科の留学生受入れに共通した対応方針

#### (1) 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化

◆各大学等への通知発出により在籍管理の徹底を再要請

措置済

措置済

- ◆退学者・除籍者・所在不明者の定期報告の実施方法の見直し
- ◆所在不明者等の発生状況に応じて在籍管理状況を調査、必要な改善指導を実施

#### 実態把握の手順

- ① 長期欠席者(1カ月)の状況に応じて、原因分析と対応策の報告を要請
- 不法残留者、退学者、除籍者、所在不明者等の発生状況に 応じてヒアリング、実地調査等を実施
- ③ 在籍管理が不十分な場合、改善指導

#### (2) 在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化

(法務省令等の改正)

◆ 1 (1)の改善指導の結果、改善が見られない場合、在籍管理非適正大学として、法務省に通告



- ◆「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」 (注) とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格 「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表
- ◆「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について 試験による証明を求めることを検討
- (注)慎重審査対象校とは、不法残留者数等にかんがみ、留学生の経費支弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す
- ※ 上記の他、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強 化(奨学金枠の削減、該当大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限) 等

文部科学省の

対

応

策

対応

#### 2. 非正規・別科・専門学校への追加的対応方針

#### (1) 非正規や別科(専ら日本語教育を行うもの以外)等を 活用する学校への対応方策

② 学部研究生、別科(専ら日本語教育を行うもの以外)、専門学校を、実質的に進学のための予備教育課程として運用し、日本語能力が十分でない留学生を受入れている実態が懸念される



◆実質的に大学学部進学のための予備教育課程として運用されていないか、 大学入学相当(日本語能力試験N2相当)の日本語能力を入学時に 求めているかについて<u>確認、法務省に通告</u>

#### 確認の観点

- ・入学時の日本語能力要件(日本語能力試験N2相当)
- ・履修科目の正規課程科目との同一性
- ・日本語科目のレベル ・経費支弁能力の確認方法 等
- ◆専門学校についても<u>所轄庁(都道府県)が同様の情報把握や地方出入</u> 国在留管理局への提供を行うよう、所轄庁に要請、あわせて確認の観点な ど必要なノウハウを提供



- ◆大学学部進学のための予備教育を受ける場合は、上陸基準省令上の研究 生・聴講生による在留資格「留学」の対象外とする
  - (2(2)の留学生別科の新上陸基準での受入れに移行) ※これにより、日本語教育機関から実質的に日本語予備教育を受ける学部研究生等に進学 した場合には在留期間の更新ができなくなる。
- ◆専門学校についても、文部科学省、地方出入国在留管理局及び所轄庁との情報共有等の連携の枠組により、<u>在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、1(2)と同様に、改善が認められるまでの間、留学生への在留</u>資格「留学」の付与を停止し、専門学校名を所轄庁と同時に公表

# (2) 専ら日本語教育を行う別科(留学生別科) への対応方策

③ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、教育の質確保や留学生の適正な受入れのための仕組みがない



◆専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関 に関する<u>法務省の告示基準に準じた上陸基準省令に基づく基</u> <u>準を策定</u>

準用する告示基準の要素の例

- ・学則・教育課程
- ·生徒数 ·教員·事務職員
- ·施設·設備(校地·校舎、教室等)
- 入学者の募集・選考
- ・在籍管理・・抹消の基準 等

◆留学生別科の教育施設・設備、教員の資質等が<u>基準に適合</u> するかどうかを確認、法務省に通告



◆専ら日本語教育を行う留学生別科で受け入れる留学生の在 留資格審査においては、<u>当該別科が文部科学省による基準</u> 適合性の確認を受けていることを許可の要件とする

【上陸基準省令の改正】



留学生の日本国内での就職を支援するため、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内就職につなげる仕組みの構 築を促進するとともに、卒業後の日本での就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。

現状

(2016年度)

大学•大学

院を卒業・

修了する留

学生のうち

国内企業へ

の就職者の

割合

=36.0%

主要な留学生 受入れ大学 (約50校に留学 生の50~60% 在籍)

SGU (37校、留学 生の約37% 在籍)

その他の留学 生受入れ大学 (約400大学、留 学生の40~ 50%在籍)

留学生就職促進プログラム

(前年度予算額: 372百万円)

大学が企業や地方公共団体と連携し、留学生が日本国内での就職に必要なスキル (ビジネス日本語、キャリア教育等)を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援。

- → 2019年度に各取組の中間評価を実施
- → 2020年度は新たに理工系分野を対象に新規公募

#### 留学生就職促進履修証明制度

「留学生就職促進プログラム」における成果を踏まえ、大学が企業等と連携して策定 した教育プログラムを文部科学省が認定(約50校程度を想定)し、留学生の国内就 職につなげる仕組みを全国展開する(2020年度中に実施予定)。

- → 就職率の達成目標の設定を求める
- → 奨学金の優先配分などの支援

#### 留学生の就職率等の情報開示を要請

- →大学への説明会及び通知により、各大学に開示を要請(2019年4月12日付け)
- →(新規)大学における就職率等の情報開示などの取組を集約し効果的に発信するた め日本学生支援機構に特設サイトを開設し、大学情報を掲載
- 就職支援の取組や就職状況に応じた奨学金の優先配分
- →各学校の取組状況に基づき、優先配分を実施

日本留学海外拠点連携推進事業

令和3年度概算要求額:450百万円 (前年度予算額: 450百万円)

海外において、関係機関との連携により、卒業後の日本国内就職等のキャリアパ スをはじめとした日本留学の魅力を発信

※専修学校については、「専修学校グローバル化対応推進支援事業」において、優秀な留 学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築 する取組を支援し、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表し て広く情報共有している。

留学生の就職率 50 % の達成

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 留学に係る奨学金の取扱について】

1. 2021大使館推薦(研究留学生)の スケジュールについて

○例年のスケジュール

・在外公館による募集・選考 4月~

・各大学への受入内諾依頼時期 7月~8月

・各大学への受入依頼時期 12月~

・留学生の渡日時期 翌年4月、9月又は10月

○2021年度募集のスケジュール

・在外公館による募集・選考

•各大学への受入内諾依頼時期

• 各大学への受入依頼時期

•留学生の渡日時期

5月~

9月~11月

2021年4月~

2021年9月又は10月(※2021年4月入学は不可)

※新型コロナウイルス感染症により

<u>募集・選考期間を後ろ倒し</u>しています。

# 2. 2020大使館推薦(学部留学生)の 受入について

### 〇現状

2020採用者(2021大学進学者)は、6~8月はオンラインでの予備教育を実施し、 8月下旬から9月にかけて渡日の上、順次対面での予備教育を開始しています。



- ○今後、大学にお願いしたいこと
  - ①例年と同様のスケジュールで各大学に国費留学生の受入依頼をさせていただき ますので、国費留学生の受入れ審査において柔軟な対応をお願いします。
  - ②例年と比べ対面での授業が不足しているため、大学進学後、学生の状況に応じて日本語や大学生活等のフォローをお願いします。

- 3. 留学期間終了後、帰国困難な国費外国人留学生に対する支援について
- ○2020年に大学等を修了し、帰国旅費を申請していた留学生が帰国できない場合→大学が研究生等非正規生の身分を付与した場合に限り国費留学生としての支援を継続
- ○2021年1月以降の修了者より、帰国困難な国費外国人留学生への支援期間は 原則3ヵ月としますので、対象となる留学生がいる場合は、予め周知等をお願いします。
- 〇ただし、2020年12月までの修了者で帰国困難者な国費外国人留学生については、 経過措置として2021年3月まで支援します。
- 例)2020年3月に学校を修了し帰国困難になった者の支援期間は、原則2021年3月まで。 2020年9月に学校を修了し帰国困難になった者の支援期間は、原則2021年3月まで。 2020年12月に学校を修了し帰国困難になった者の支援期間は、原則2021年3月まで。 2021年1月に学校を修了し帰国困難になった者の支援期間は、原則2021年4月まで。 2021年3月に学校を修了し帰国困難になった者の支援期間は、原則2021年6月まで。
- ※上記の支援期間に関わらず、早期に帰国できるようご協力をお願いします。

- 4.2020「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムについて」
- ●2020スケジュール(予定)

○2020年 6月30日 2020公募開始

○2020年 9月11日 申請書提出期限

(書面審査)

○2020年11月上旬 ヒアリング審査(対象大学のみ)

※新型コロナウイルス感染症のため、<u>ヒアリングを</u> 実施しない可能性がありますのでご了承願います。

○2020年11月下旬 採否結果の通知

https://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/ryugaku/boshu/1419613\_00001.htm

# 【留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けての 外国人留学生学習奨励費における対応

## 学習奨励費支給の柔軟化

## <u>○従来の対応</u>

学習奨励費を受給するため、該当の外国人留学生が在籍確認簿にサインをする必要がある。



### 〇新型コロナウイルス感染症の影響を受けての対応

以下の場合、在籍確認簿にサインができなくても学習奨励費を受給することが可能。

- ①日本国内にいるが、休校、自宅待機、隔離措置等のためサインできない
- ②オンライン(遠隔授業等)を日本国内で受講している
- ③すでに日本の大学等に在籍しており、一時帰国中に新型コロナウイルス感染症に係る 理由で再渡日できなくなっているが、海外でオンライン(遠隔授業等)を受講している

## 学習奨励費の追加採用

(独)日本学生支援機構にて、11月中旬に採用者に支給開始予定。

# 【海外留学支援制度】

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けての 海外留学支援制度における対応

## 奨学金支給の柔軟化

#### ○従来の対応

派遣学生の身の安全や健康を守る観点から、感染症危険情報レベル2上の国・地域への留学については、 渡航の見直しや帰国を促すという観点から、奨学金の支援対象外としていた



### <u>〇新型コロナウイルス感染症の影響を受けての対応</u>

①派遣中の学生

航空便の運休・減便の影響(費用の高騰を含む。)や現地の移動制限等により、通常時に帰国する場合と比べて困難が伴う場合はレベル2以上であっても支援を継続

②一時帰国中の派遣学生

帰国後もオンライン等により派遣先大学等の学修を継続している場合は支援を継続

上記に加え、学位取得型においては、休学や卒業時期が延期となった者に対し、支援期間の延長を行うこととしている。

# 【海外留学支援制度】

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けての 海外留学支援制度における対応

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生への渡航費支援

・渡航支援金:一定の家計基準を満たす者に対し、毎月の奨学金のほかに、渡航に係る費用 負担への支援として、16万円を支給するもの

### 〇家計基準

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下

上記家計基準のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的に困窮 している学生も対象としている。

また、海外留学を中断し、一時帰国中の学生が留学を再開する際に、海外留学の開始時に経済的状況から渡航支援金を受給していた学生についても、再度受給することを可能とする。 ※詳細については、(独)日本学生支援機構より各大学へ通知した令和2年7月7日付け事務連絡を確認すること。

# その他

 既に御尽力いただいているところかとは思うが、
 <u>令和2年6月5日付け「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応</u> ガイドラインについて(周知)」

でお示ししたとおり、留学生への適切な情報提供等の配慮について、引き続きお願い申し上げたい。

・また、新規渡日予定の外国人留学生については、 <u>令和2年10月5日付け「外国人留学生の入国に関する対応について(依頼)」</u> でお示ししているとおり、入国の際に必要な防疫措置について入国予定者 へ適切な周知及び御指導いただくとともに、学生の個別の状況等も踏まえ、 それぞれの学生が必要な教育を受け、学修の機会が確保できるように、必 要な学修上の配慮について改めてお願い申し上げたい。 【税制関係】

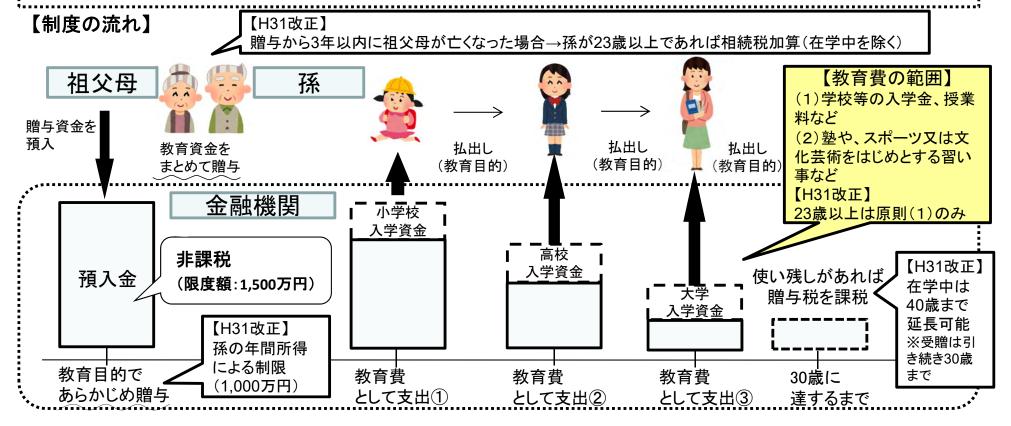
### 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

#### 【制度概要】

- 祖父母(贈与者)は、孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金につき、孫ごとに 1,500万円(学校等以外の者(塾や習い事など)に支払われるものについては500万円が限度)を非課税とする。
- 教育資金の使途については、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。

#### 【平成31年度税制改正の概要】

- 制度の適用期限を2年間延長(平成25年4月1日:制度開始~平成33年3月31日まで) ※令和3年度税制改正要望予定
- 教育資金管理契約の終了年齢につき、従来の30歳から、在学中であることを条件に40歳まで引き上げ
- 所得制限の新設(孫の年間所得が1,000万円を超える場合には非課税措置を受けられない)
- 23歳以上の孫の教育費の範囲を、学校等や教育訓練給付の支給対象となる教育訓練に係る費用に限定(習い事等は対象外)
- 贈与から3年以内に祖父母が亡くなった場合、孫が23歳以上であれば残高を相続財産に加算(孫が在学中の場合を除く)



# 【参考】

# 新型コロナウイルス感染症対策(主なもののみ抜粋)

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応(文部科学省)
 <a href="https://www.mext.go.jp/a\_menu/coronavirus/index.html">https://www.mext.go.jp/a\_menu/coronavirus/index.html</a>



令和2年6月5日付 文部科学省高等教育局長通知(2文科高第238号)
 大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて(周知)
 https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt\_kouhou01-000004520\_5.pdf



令和2年9月3日付 文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長・スポーツ庁次長 通知(2文科初第809号)

運動部活動に参加する学生の集団における新型コロナウイルス感染症対策の 徹底について(周知)

https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt\_kouhou01-000004520\_4.pdf

令和2年9月15日付 文部科学省高等教育局長通知(2文科高第543号)大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の 感染防止対策について(周知)



https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt\_kouhou01-000004520\_1.pdf

# 新型コロナウイルス感染症対策②(主なもののみ抜粋)

・ 新型コロナウイルス感染症対策(内閣官房)

https://corona.go.jp/



・ 新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html



海外安全ホームページ(外務省)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo\_009.html#ad-image-0

